

## 資料 「恒春暴動調査報告書」(一)

前 圭 一

### 「恒春暴動調査報告書」について

はじめに

日本による台湾統治の初期、漢人系台湾住民による抗日武装蜂起が頻発した。この中には、台湾原住民が参加したのが見られる。ここに紹介する資料はその一つで、明治三十一(一八九八)年十二月に台湾最南端の恒春で起った。(この抗日武装蜂起は事件の調査報告書に「恒春暴動」と称されているので、以下恒春暴動と表現することにする。)

事件の概要については、『台湾総督府警察沿革史』(一)<sup>1)</sup>に「恒春の匪騒」という見出しで、以下のように記述されている。

## 「八、恒春の匪騷

明治三十一年末下淡水溪沿岸土匪の軍隊警察に撃攘せられたる者漸く南走して恒春に流入し、蕃人を誘惑して勢力を集合し、其衆約七百、曩に清國舊式砲の我に獲られて車城に收置せられしもの二門を掠取し、其年十二月二十九日を以て變を作し、車城より恒春に到る二里間の電柱を伐り倒し來りて恒春を襲へり。恒春にありては森憲兵中尉の指揮する守備兵十一人を以て西門を、又十一人を以て北門を、菅原伍長以下憲兵八人は東中司警部以下警察官二十人は南門を守り之を拒げり。土匪は朝來砲二門を以て東門を攻めしが後力を分ちて西北南諸門に向ひ牛車を以て禾稈を運び石油を注いで火攻を試み、一部隊は城東山上に據りて城内を瞰射し攻撃終日已まず。曩は土匪將に恒春を襲はんとするや先づ射麻里、馬竹古公に集る。辨務署は主記二、國語學校分教所教諭一及巡查三名を出して匪情を偵察し、土匪二を捉へしが隨行蕃人十名を倒にして土匪に應ずるに會し、巡查一名は重傷を負ひ餘の五名は悉く兇刃に斃れて歸報するものなし。午後九時匪群三十許北門を衝き、其後四門を環らして徹宵射撃を行ひ翌曉三時匪群四十許又東門を襲ひ午後匪群六十許砲數門を駢へて西門を撃ち、午後四時約二百人東門を襲ひ、六時より夜十時に至るまで約八十人遽かに四門を襲ふ。守備兵は毎時之を撃退せしも匪勢頗る猛烈にして城内憲兵一、内地人一は戰没し攻圍三日に互りて解けず、孤城援なく極めて危殆に陥れり。臺南旅團報を得て直ちに第十一大隊第二中隊をして三十日汽船凱旋丸に搭じて安平を發し、午後十時車城に泊せしも波惡しくして陸に上ることを得ず、翌朝上陸して車城を取り土匪一人を捉へ其の附近に於て土匪三を擒にして之を銃殺し、内地人の田中央に避難したるものありしを以て憲兵三、警察官三名を遣り護送して恒春に會せしめ、中隊は午前九時車城を發して恒春を指し十時半虎頭山庄に至り土匪百餘と戰を交ゆること四十分、突撃二回にして終に之を撃走す。我兵傷つくもの七、土匪の戰死現認せられしもの九、銃二、彈若干、蕃刀四、槍三を押收せり。恒春

の守兵之を聞き森憲兵中尉以下憲兵歩兵二十餘人出でて土匪を夾撃し、來援隊と連絡せしかば土匪は漸く奔散し、變収るの後匪首五六を搜出して之を誅せり。此事變に當り我戰死、憲兵、軍夫各一名、辨務署巡查六（若木虎之助、小山熊治、河原與次郎、阿部高太郎、赤羽源六、河野金丸）、主記三、郵便書記通送人各一、計十三名なり。恒春は人皆陥落を期し内地人婦女は各々刃を懐にして一所に集り、城若し陥らば直に自刃せんと計るに至れり。土匪の死傷は詳を得ざるも數十人を越えたり。恒春匪變の原因に關し恒春辨務署長の所報に「匪變は地方税規則の施行若は其他新政の得失に關し反抗せるものにあらず、臺南管内土匪掃蕩の結果兇徒漸く南走したるもの多く終に恒春一帶無智の蕃民を煽動し日本官吏を殺し物件を奪ふの目的として妄起したるものにして其首領は四溝庄民盧招元、車城庄民林春帶、陳掌等従前我南進軍に抵抗して奔亡し或は罪案に因り逮捕を免れて民間に竄伏せしもの阿猴の匪首林少猫等に挑發せられ、地方警備の虚に乗じて一時暴動したるに過ぎず、變定るの後は匪徒皆謝罪歸宅し首領も數日ならざるに概ね捕は就けり云々」と。臺南縣知事の觀る處亦之と同じかりき。

恒春の地、從來多少の匪迹を見ざるにあらざるも事變の特筆すべきもの前後唯此の一事のみなりき。」

この内容を要約すると以下のようになる。明治三十一（一八九八）年十二月二十九日、下淡水溪沿岸の土匪が軍隊警察に囲まれて南下し恒春に流入し、蕃人（原住民）を誘惑して約七百名で恒春城を度々襲撃した。恒春城では、守備隊や警官隊が防戦につとめたが、救援が無く危機的な状態にあったところ、台南旅団の中隊が救援部隊として派遣され、突撃二回で撃退させた。

事件の調査報告書は、「恒春暴動ニ付キ調査復命」という題で、提出者台南県藤根吉春技師と同県小池三九郎技手より明治三十二（一八九九）年二月二十七日付けで台湾総督府に提出されたものである。（但し、報告書

の表紙には付箋が付いており、提出者の藤根技師より返戻の要望があり、一旦提出されたものが七月に返戻の手続きがとられたことになっている。内容は、恒春への出張命令を受けた二人が事件の翌月の明治三十二年（一八九九）年一月九日に台南県庁を出発し、二月九日に帰庁するまで調査したことを報告している。

この報告書は、現在台湾南投市中興新村にある国史館台湾文献館に収蔵されている台湾総督府文書中に、「追加永久第七門第十一門 明治三十二年 台湾総督府公文類纂 追一四」（分類番号〇〇四三四）として収められている。公文類纂の目録では、「雑 一一、恒春暴動ニ関シ台南懸技師藤根技師外一名調査復命」とある。

#### 1. 清代末期の恒春統治と原住民の動向

『恒春懸志』<sup>2)</sup>によれば、恒春（現在屏東県恒春鎮）は、「居台湾極南、為全台収局之處、三面環海、惟北與鳳山通道」とある。すなわち、恒春は台湾の最南端にあつて、台湾全土が尽きる所であり、三面が海に囲まれ、道は北方に鳳山に通じているだけの孤立した地域であつた。

古称は「琅嶠」で、清の中期は鳳山県に属していたが、光緒元（一八七五）年に恒春と改められた。明の遺臣鄭成功が台湾を支配した時期は、屯兵開墾の区域となつた。清の同治十二（一八七三）年冬、琉球人が台風にあつて現在の恒春鎮の満州九柵海岸に漂着し船員六十六人が上陸して救護を求めて誤つて牡丹社に入り、原住民によつて五十四人が殺害された。十二人は近在の村民に助けられ、琉球那覇に移送された。

これに対し、日本政府は、同治十三（一八七四）年四月牡丹社征討軍（兵員四千五百名）を派遣し、牡丹社を制圧した。（牡丹社事件、日本では征台の役と呼んでいる）

日本の侵略的軍事行動に警戒心を強めた清は、同年十二月、鳳山県から分地して独立県として恒春県を設置

した。光緒二（一八七六）年に東西南北それぞれに城門四座を持つ恒春城が築かれた。

清政府がこの地域で行った「撫蕃策」については、藤根技師の恒春暴動調査報告書の「参考書類目録」中の「清国政府撫蕃策」により概要がわかる。ここには、「撫蕃」の項目としては、授産・辮髮奨励・頭人社長（原住民集落の長）通事（通訳）手当金支給・原住民子弟教育があげられている。

原住民の叛乱の動きについては、同右調査報告書に、汪金明述として、「光緒十八（一八九二）年下蕃社叛乱の状況」が収められている。これによると、光緒十六（一八九〇）年三月、牡丹社の原住民加也肉等十数名が車城庄田中央庄等の付近で三名の庄民を殺害したことを仇として、同年九月、加也肉の兄弟三名を殺害した。牡丹社の原住民は、下蕃社の各社と謀り、約五百名で両庄を囲み、両者の争鬭が数日間に及んだ。

ここにおいて、清国臬官らが対策を話し合ったが、制庄出来ないとして台湾巡撫院の劉銘傳に討伐を要請した。そこで兵員約一千余人の鎮庄軍が派遣され、原住民集落を攻撃しようとしたが、兵士が伏殺される者が多く、また病死する者も少なくない状況で、集落の長と加也肉を招き、車城庄田中央庄の総理と長老を呼び、和議の約束を定めた。鎮庄軍が台南府城に凱旋したところ、牡丹社の原住民が再び叛乱して兵を殺害した。ここで再度千余人が派遣され、原住民集落への攻撃態勢を整えたが、風雨が続き山路の行進が困難なので、前回同様双方を呼び和議の約束を定め、厳しく相互の鬭争を戒めたが、原住民は約束を守るといったが守らず、以降もしばしば殺害を繰り返している。これに対し汪金明は、臬官がその罪を問うていない、としている。

もう一つ「光緒十八（一八九二）年上蕃社叛乱の状況」が収められている。これによると、光緒十八（一八九二）年六月、射不力社の原住民が楓港の庄民を殺害したことにより、庄民はこの原住民を殺害したため、原住民たちが怒り、上蕃社の原住民約千名が出て同庄を攻撃した。庄民に死傷者がでたので恒春の臬官に救援を求めたところ、兵数百名を動員して和解させようとしたが、原住民は兵を殺害して手が付けられなくなった。

そこで、台湾巡撫院に派兵を要請したところ、千余の兵が派遣され、二つの集落を掃討した。病死する兵が多くでたりしたので、両者に和議を結ばせた。汪金朋は、以降も原住民による殺害があったが、県官はその罪を問わず、賠償金を払わせることで済ませている、としている。

この二つの報告から次のようなことが見えてくる。第一に、派遣軍が和議をさせる形で決着を付けた後にも原住民による殺害が繰り返されていることである。原住民への「撫蕃」政策が十分成功しきっていないことが窺える。第二に、原住民が連携して、五百名、千名とまとまった集団を成して襲撃をしていることである。これは、あるきっかけで原住民集落間で連携し、多数の集団を成して行動することを示唆している。

清国による招撫の動きを『恒春懸志』<sup>5)</sup>から見てみると、光緒十二(一八八六)年、牡丹灣、阿眉等の四三社の男丁四二六九名が一律に髪を切り帰順したとある。

一方、同『恒春懸志』<sup>5)</sup>には、以下のように、原住民による庄民の殺害の事例が記されている。

牡丹・加芝来の両社は「兇頑」で度々殺人をくりかえしており、両社は車城の人民と怨恨の關係にあり、お互いに仇殺を行っている。

光緒十七(一八九一)年正月、馬乳着社の社人が刺桐脚で兵士を銃殺し、首を切り持ち去った。光緒十八(一八九二)年十一月、内文社人が刺桐脚庄民を殺害。光緒十九(一八九三)年九月、楓港庄民が銃殺される。

同十月、車城庄民が銃撃され、一人は首を切り持ち去られた。

以上の事例は、招撫後も原住民による出草＝首狩の慣習が行われていることを示している。

## 2. 台湾統治初期の恒春における原住民統治組織

明治二十八(一八九五)年に日本が台湾を領有した当初は軍政がしかれていたが、翌明治二九(一八九六)年には軍政を廃止し、民政が施行された。これに伴い、「理蕃政務ノ為メニ普通行政ト分離シテ一ノ独立官ヲ組織スルコトトシ」「撫墾局を特設スルノ方法ヲ立テ」、同年三月台湾総督府撫墾署官制が公布された。同官制によると、撫墾署は、台湾総督の管理に属し、以下の事務を掌ることとなっている。

一、蕃人の撫育授産取締に関する事項 一、蕃地の開墾に関する事項 一、山林樟脳製造に関する事項

撫墾署は十一ヶ所に設置され、恒春支庁管内には恒春撫墾署が置かれ、同年八月一日開署した。明治三十(一八九七)年、地方官制の改正に伴い、台湾総督の管理から県知事庁長の管理に移すことになり、恒春撫墾署は鳳山県に官属した。同時に、恒春撫墾署の出張所として内埔出張所が設置されている。

明治三十一(一八九八)年、台湾総督府地方官制の改正により、撫墾署官制を廃止し、その事務を新設の弁務署第三課の管掌に移した。改正の趣旨は、「警察又ハ撫墾ノ両署事務ヲ拵ゲテ辦務署中ニ一括スルノ制度ニ改正」することにあつた。この改正に伴い、台南県に恒春弁務署がおかれた。

## 3. 恒春暴動期における原住民の動向

恒春暴動の時期、恒春撫墾署が管轄する地域の原住民の動向については、「台湾総督府公文類纂」に鳳山県知事より台湾総督府民政局長宛の「恒春撫墾署事務及情況報告」が収められている。

・明治三十年七月分 「本管内ニ於ケル各蕃社ノ社長以下各々其分ヲ守リ業ニ専ニシテ特ニ記スベキモノナ

シ」

・明治三十年八月分 「本月中ニ於ケル管内生蕃中ノ情況ハ一二ノ地方ヲ除ケハ一般ニ靜謐ニシテ別ニ異常ナキモ七八ノ二ヶ月間ニ於テ蕃人固有ノ暴行ヲ働キシ事實ヲ列記セハ左ノ如シ」(\*事例からして、「蕃人固有ノ暴行」とは出草ニ首狩の慣習を指している)

・明治三十年九月分 「一蕃地ハ目下農作ノ收穫近キニ在ルト明年播種スベキ耕地ノ準備トニ忙シク年中最も繁忙ノ時期タルヲ以テ各家之ニ従事シ至テ平穩ノ姿ナリ」「一蜈蚣庄及び内葦庄地方ハ萃芒社ノ蕃人頗ル不穩ノ情勢アリ」(\*後者については出草ニ首狩の慣習を指し、三名の首狩が行なわれたことが記されている)

・明治三十一年一月分 「蕃地及び蕃人ノ景況ハ前月報告スル所ト異ナルコトナシ」「彼等ハ現時休息ノ時期ニシテ……概シテ平穩ノ時期タリ」

・明治三十一年三月分 「客年以來全社極メテ靜謐ニシテ別ニ異常ナカリシモ本月下旬ニ至リ蕃人楓港庄附近ニ出沒シ已ニ殺傷ニ及ビシモノ三名其他行衛不愾クハ蕃人ノ毒手ニカゝリシナラント想像セララル、モノ一名アリテ頗ル不穩ノ光景ヲ呈セリ」

・明治三十一年四月分 「蕃地一般ハ概シテ蕃人ハ各農事ニ勉メツ、アルモ其一部ノ蕃人ハ兎角兇暴ノ所為アリ」

・明治三十一年十一月分 「部内下蕃地ニ於テハ目下既ニ農産物ノ收穫ヲ終へ上蕃地ニ於テハ芋頭、落花生、粟等彼等カ一ケ年間ニ於ケル食料收穫ノ時期ト明年ニ於ケル畑地開拓ノ準備ニ最も多忙ヲ極ム殊ニ本年ノ秋作ハ平年ニ比シ豐饒ナリシヲ以テ一般人氣平穩歡喜ノ状アリ」「彼等ノ頑迷ナル機ニ触レ物ニ感シ輕易ノ事ニモ忽チ怒リ兇行ノ惹起スルコトアリ署員主事補池端徳次郎去ル十一月十五日恒春出発

上蕃社巡回同十七日外獅頭社ニ於テ蕃人ノ襲撃ニ逢ヒタル」

・明治三十一年十二月分 「一ヶ年ノ事総テ茲ニ終了ヲ告ケ全ク休息ノ時期ニ属セリ」 「要スルニ本月ハ最モ静謐ノ時季ナリトス」

以上の報告から見る限り、一部に首狩の風習が行われており、それが漢人系集落の庄民との間で怨恨による対立関係を生じるといった情況が起きているが、全般的にみれば恒春撫墾署管内の原住民の動向は平穏とされている。恒春暴動が起こされた明治三十一年十二月の報告でさえ、何か異変が起きているような様子は窺えないものになっている。

#### 4. 恒春暴動に関する調査報告書の内容

以上見たように、恒春暴動当時原住民が何か集団で事を起すような情況が生じていたとは考えられにくい中で、暴動に関する調査報告を求められた藤根技師らは、漢人系台湾住民を指導者とする武装蜂起にどうして原住民が参加したのかを中心に分析した上で、対応策を述べている。それは、以下に示す調査報告書の目次によく表れている。

##### 復命書ノ項目

蕃民と庄民トノ關係

匪徒ノ巨魁並蜂起ノ原因

蕃人土匪ニ與シタルノ原因

辦務署員及傳習所員ノ慘殺

潘文杰ノ挙動

石井署長ノ意見

善後ノ方法

参考書類目録

石井署長ノ池端主記ヘノ命令書

平田友田両主記報告書

土匪斬殺人命帳

被害街庄社別一覽表

街庄社戸数人口調

蕃人地租上納者及祖額調

蕃人地方税納税者及税額調書

恒春匪叛情形説 参事 旺金明

清政府撫蕃策

清政府討蕃記(光緒十六年十八年ノ両役)

報告書は、本文と参考書類の二部構成になっている。本文は、事件の経過にかかわる部分、暴動の背景と原因分析の部分、対策についての提言の部分からなりたっている。

事件の経過にかかわる部分については、恒春城襲撃に関する事柄は省かれているが、以下の暴動関連の報告が記述されている。

十二月二八日、土匪がタコンタンという所に集合との密報で、逮捕するようにとの命令を受け行動した巡查

らが嫌疑者を恒春に引致する途中で、随行の蕃人が反抗し、彼等に斬殺された事件の報告（「辦務署員及傳習所員ノ慘殺」）

十二月三十一日、日本の応援隊横撃を牽制予防する目的で、恒春城外で武装蜂起側を追撃した模様の報告（「恒春城西門外匪賊追撃顛末報告書」というタイトルのある「平田友田両主記報告書」）

暴動の背景に関しては、本文冒頭の「蕃民と庄民トノ關係」で分析し、恒春地方の原住民はすでに「土人化シタルモノ多」く、撫育に失敗すれば今回のように「匪賊ノ扇動誘惑ニ応シ」るとしている。

暴動の原因分析については、「匪徒ノ巨魁並蜂起ノ原因」「蕃人土匪ニ與シタルノ原因」の項目で記述されている。

報告書は、この暴動の原因を以下のように結論づけている。「要スルニ今回ノ暴挙タルヤ廿八年本島割讓以來我兵力ノ為止ムヲ得スシテ其禍心ヲ包藏シ密ニ時機ヲ待チタル匪首ノ徒ハ俄カニ圧力ノ減少セシヲ現鳳山地方ノ巨匪ト相呼応シ時恰モ地方稅徵收ノコトアリテ奇貨トシ愚民ヲ扇動シ蕃人ヲ眩惑シ以テ自己ノ欲望ヲ満たサントシタル結果ニ外ナラサルヘシ」（「匪徒ノ巨魁並蜂起ノ原因」）

つまり、恒春方面の日本の守備力の減少の間隙を捉え、鳳山地方のリーダーと呼応し、地方稅徵收問題をチャンスとして庄民や原住民を扇動して暴動を起こしたとされるものである。

この分析は、石井晋一恒春撫墾署長の以下の意見（報告書中の「石井署長ノ意見」）を基にしたものと判断される。

今回の土匪の蜂起は地方稅の賦課や一般施設に不満を抱く等特殊な原因があったわけではなく、明治二十八、二十九年の残賊が時機を狙っていたが、鳳山地方で騒動が活発化したのに反して、恒春城の兵力が減少したのを見て、庄民を扇動して起こしたものである。

この分析に基づくならば、暴動の首謀者の動向をどこまで捉えているか、暴動の主力となったとされている原住民が何故扇動にのったのか、の二点がいかに報告書で的確に分析されているかによって、この報告書が暴動の本質を正しく分析したものがどうか判断される。

まず第一点目の、暴動の首謀者の動向についてみてみよう。この時機、漢人系の抗日行動が活発に展開されていた。『台湾総督府警察沿革誌』によれば、「明治二十八年十月を以て本島内に在りし旧清国兵並びに土匪の反抗は一応是を抑制し茲に一時的の平静全土を粉飾せる感ありしが、そは真に一時的仮面のものたりしことは総て一兩月を経ざるにその歳末に於ける本島北部土匪の大騷擾を始めとして、島内各地所謂土匪の騷擾跋扈を見ざるなきに至れる」とあり、征台軍の威圧により一時鳴りを潜めていた抗日行動が各地で活発に展開された。明治三十(一八九七)年から三十三(一九〇〇)年にかけての「土匪被害統計」はこの情況を裏付けている。この統計表の後には、「特に南部にありては明治三四年以降匪勢猖獗を極め被害件数の如きも高率なるべきは言を俟たざるなり」と台湾南部での抗日行動が特別活発化していることを示唆している。

明治三十一(一八九八)年十一月、軍隊、憲兵、警察により嘉義を中心に台湾南部一帯での連合討伐作戦が展開される。同十二月には鳳山、阿公店、蕃薯寮一帯に第二次の南部討伐作戦がおこなわれた。この結果、十二月二八日の台南県知事の報告では、「第一次並び第二次討伐は是に終わりに地方頓に平穩に帰し」「然るに管内掃討の結果として土匪多く南方に竄入し、淡水以南従来匪害殆んど稀なりし地方は、却って不穩の状を呈す」とあり、台湾南部掃討作戦の結果、南方に流入した勢力によって従来「匪害」がほとんどなかった地方で不穩な情況が生まれている、となっている。

この報告とまるで符丁を合わせたように、十二月二七日、「巨匪」の一人である林少猫をリーダーとする二十五名が広東部落の数十とともに「憲兵警備の薄きを窺ひ阿猴街を襲」った。

## 土匪被害統計

年次	被害区分				
	件数	殺	傷	拿	去
明治三十年	三、〇五八	七〇七	一、八〇三	四、三三〇	四、三三〇
明治三十一年	一、七六〇	五八〇	九七三	一六五	一、七六〇
明治三十二年	二、四〇七	五四一	四七一	二五、二二〇	二、四〇七
明治三十三年	一、〇三三	二九六	二三三	九三、九一八	一、〇三三
合計	八、二五八	二、二二四	四、四七九	九四四、三三四	八、二五八

〔台湾總督府警察沿革史〕(一) 二六八頁

ているが、この事を裏付ける具体的な事実が示されているわけではない。

この点は、報告書の参考書類の中に収められている弁務署参事汪金明の「恒春匪叛情形説」に基づいていることがわかる。汪は同じく報告書の参考書類に収められた「清国課税ノ旧慣」という一文の中で、「予当時職清賦総局長タリ」とあり、清国の税務関係の局長を務めていたことがわかる。彼は情形説で恒春周辺のリーダーの状況をかたりくわしく述べている。

次に、原住民が「土匪」の誘いにのって暴動に参加した原因についてみてみよう。報告書では、「蕃人、土匪ニ與シタル原因」の項目で分析されている。

台湾の原住民中最も従順なのが恒春であり、明治二十八年の恒春支庁開設以来原住民の撫育に努力し、その

続いて、同月二十九日、恒春に流入した「土匪」が「蕃人を誘惑して勢力を集合し、其衆約七百」<sup>12)</sup>で恒春城を襲撃するいわゆる恒春暴動が起こった。

恒春暴動報告書では、恒春周辺の主なリーダーとして、靈招元(四溝庄)恒春南方)と陳掌(車城庄)恒春北西)をあげ、両者が「鳳山地方ノ巨匪林少猫ト通謀シテ終ニ事ヲ挙クルニ至リタルモノナリ」と記述し

結果、「蕃人ノ意向ガ次第ニ新政府ニ帰依スルノ情况ヲ呈シ」という情況が生まれた、とある。したがって、「蕃人ノ多数ハ匪徒ニ與シテ其先驅ヲナシ来リテ恒春城ヲ脅カシ我軍隊ト砲火ノ下ニ相見エタルヲ聞クモノ誰カ意想外ノ出来事ニ驚カサルモノアラシヤ」と、この暴動に原住民が先頭を切つて参加したことを予想外の出来事としている。

報告書は、原住民が暴動に参加した原因と考えられるものを五点あげている。

- 1、「蕃界」における炭焼土人と交わり、その悪い感化を受けたこと
- 2、略奪の欲を求めたこと
- 3、第三課員の蕃社における殺戮に憤激したこと
- 4、恒春城内にある潘文杰の救援、またはすでに殺害されたとして復讐をはかろうとしたこと
- 5、「蕃社」の社長への手当金の廃止

原因としてあげられている三点については、「蕃社ニ於テ十一名ノ土人ヲ殺戮セリ而シテ婦人小兒モ亦此内ニアリ」と、原住民集落で婦人や子供を含む十一名の「土人」を殺害したとしている。報告書中の参考書類にある「清政府討蕃記」からしても、こうした恒春弁務署員による原住民集落での殺害事件に原住民が憤激し、大挙して抗日武装蜂起に参加した可能性があることは十分ありうることである。

第四点に関しては、報告書中にも「潘文杰の挙動」としてとりあげられている。潘文杰は「恒春猪勝束蕃社の長」で、牡丹社事件(いわゆる征台の役)時原住民のリーダーであったが、「西郷都督の軍門に周旋し蕃部の為に事後を善くせしを以て重望を負ひ地方官憲も亦重きを文杰の向背に置きたり」と日本の為に一貫して尽くしてきた人物で、「蕃社ハ勿論土人部落にも隠然一大勢力を有シ」と石井撫摯署長の意見中にもあるように、原住民集落や漢人系集落にも大きな影響力を持った人物であり、恒春暴動においても配下の原住民を率いて恒

春城の防御などに尽力している。

ところが、彼が暴動側のリーダー役を務めているという嫌疑がかけられる。報告書中には、「憲兵分隊長ノ談話」として、匪徒の軍師と称される人物を捕まえ尋問したところ、匪徒連判状に潘文杰が関与していると自白したというものである。これについては、報告書は暴動側が原住民の間に隠然たる影響力のある彼を利用した策謀で、根拠がないものと退けている。<sup>14</sup>

報告書本文にある「潘文杰ノ挙動」には、安楽囑託の質問に、潘文杰は「土匪となりたる蕃社及人員」として、「竹社、猫仔社、四林格社、加芝来社ノ四社ナリ員数は凡そ二百五十人位なり」と答えている。この内、前二社は、報告書本文の「蕃民と庄民との関係」で、清末の撫蕃行政によって同化が進んだ蕃社であるとされている。特に同化が進んだ蕃社として猪勝束社や猫仔社があげられているが、これらの集落に強い影響力のあった猪勝束社の長である潘文杰に関する情報が匪徒によって原住民扇動の謀略に使われ、それが原住民の武装蜂起を誘発した可能性は否定できない。

なお、暴動の原因とかわかって、地方税徴収問題がとりあげられているが、報告書本文中の「石井署長ノ意見」に「今回土匪の蜂起したるは地方税の賦課又は一般施設に不満を抱ける等特殊の原因あるにあらず」と暴動の原因と地方税の賦課問題に直接的関係はないとしている。一方、弁務署参事の汪金明は、「恒春匪叛情形説」で「近来全台帝国ノ版図ニ帰シテヨリ已ニ数年匪徒漸ク跡ヲ潜メ容易ニ暴動セス然ルニ何ソ図ラン此度ノ地方税則発布ハ忽チ人心ヲシテ煌々タラシメ再ヒ匪賊ノ暴劇ヲ見ルニ至ラン」と、地方税問題と暴動の原因との関連を見ている。

報告書では、参考書類目録に「蕃人地租上納者及租額調」と「蕃人地方税納税者及税額調書」が収録されている。この点に関する検討資料を提供しようとしたと考えられる。

最後に、問題の解決策がどのように提起されているか見てみよう。報告書では、「善後ノ方法」の項目で展開されている。ここでは、暴動後の原住民に対する処分とともに、原住民への対応策として「弁務署費ヲ増加シテ其第三課ヲ拡張スルノ他ニ策ナキ」と、撫育とりわけ「肉とパントヲ備フル」こと、すなわち原住民の生活向上対策の必要性を強調している。

##### 5. 恒春暴動事件後の恒春地方の動静

恒春弁務署を管轄する台南県からの毎月の「蕃人蕃地に関する事務及其情況報告」<sup>18</sup>には事件後の原住民の情況が報告されている。

明治三十二年一月分<sup>19</sup>

「恒春弁務署ニ於テハ三十一年十二月土匪蜂起以來土蕃間ニ種々ノ風説謠言流布シテ互ニ隔意ヲ有スル情況ヲ呈シ蕃人ハ土人部落ヲ又土人ハ蕃人部落ヲ通過スルコト互相忌シ從テ出署セシ蕃人モ男子ハ稀ニシテ多クハ滞署蕃人ニ面会ノ為メ来リシ其妻子縁族ニ過キサリシカ旧曆新年ニ近ツクニ及ヒテ物品買入其他貸借精算等ノ為メ下蕃社殊ニ猪勝束社蚊蟀社附近ノ蕃人ハ漸ク土人部落ト交通ヲ開始スルニ至レリ近頃ニ及ヒ互ニ隔意ヲ存セサルモノ、如シ」

暴動以来、原住民と漢人系住民との間に隔意の情況が生まれお互いの集落を通過することを避けていたが、旧曆新年が近づくとつれて、下蕃社では漢人系集落と交通を開始し、近頃はお互い隔意もないように見られるとの報告で、一部では双方の関係も回復しつつある情況が窺える。

「恒春弁務署管内蕃社ノ情況及産業

同署管内蕃社中二三ノ土匪加担者ヲ出セシ疑アル蕃社ハ萃ケテ山中ニ逃惹シタリシモ月末ニ及ヒテ漸次帰社シ各其堵ニ安スルカ如シト雖一般ヨリ言エハ未タ靜穩ナリト云ウコトヲ得ス

土蕃間ノ關係未タ全ク円滑ニ起カサルヲ以テ三十一年十二月以來降雨ノタメ破壊セラレシ炭竈モ未タ修繕スルニ至ラス從テ木炭ノ産出薪材ノ伐採モ稀ニシテ常ニ其供給ヲ蕃社ニ仰キタルモノ、不便少ナカラス從テ蕃人ノ金融大ニ切迫シ為メニ秘藏ノ衣袴、手拭其他手細工品ヲ附近街庄ニ売出スノ有様ナリ」

暴動に加わつた疑いのある蕃社は帰社したが、まだ靜穩とはいえない。漢人系住民との關係も修復しておらず、原住民は生活に困り秘藏品を売り出すような情況になっている、と報告されている。

明治三十二年二月分<sup>15)</sup>

「恒春弁務署管内蕃社ハ客年ノ米作風雨ノ害ヲ被リテ平作ノ十分一ニモ及ハサリシニ依リ收穫セル穀類蕃薯ハ已ニ尽キタルヲ以テ非常ニ困難ノ狀況ニ陥リ蕃社ヲ挙テ附近村落ニ米穀ノ買入ヲナセリ——(中略)事情如此ナルヲ以テ土人部落トノ交通自カラ頻繁トナリ從テ彼我ノ円滑ノ旧態ニ復シ互ニ相融和スルニ至レリ」蕃社は災害のため收穫が極端に落ち、付近の村落に米穀の買入れをしており、これによって土人集落との交通が頻繁となつて、關係が回復してきた、と關係修復が進んでいる狀況が報告されている。

明治三十二年四月分<sup>16)</sup>

「四、蕃地の景況

恒春弁務署管内蕃社ハ一般ニ無事平穩ニシテ能ク政旨ヲ奉体シ各社間ノ交通亦頗ル円滑ナリ而ルニ三十一年末土匪蜂起ノ際猪勝東社牡丹社ノ兩者蕃民ハ風(感)情ノ行キ違ヒヨリ竹社蕃民二人ヲ殺害セシカ為メ相互ノ間ニ敵意ヲ生シ爾來互イニ反抗ノ意志ヲ抱キ何トナク不調和ノ狀況ヲ來シ撫蕃上差措キ難キ事情有之ニ依リ之カ和睦ヲ謀ルカ為メ下蕃社總通事潘文杰ノ長男潘萬金及竹社牡丹社ノ社長ヲ召喚シ双方ニ對シ懇篤ニ利害ヲ勸告

シタル結果従来ノ悪感情ヲ去テ平和円滑ノ局ヲ結フコトヲ得タリ」

一般に蕃社は平穩との報告だが、一部に恒春暴動の際の殺害事件のために不調和の状態にあつた蕃社に対し和解を勧告した結果、和睦したと報告されている。

明治三十二年八月分<sup>1)</sup>

「同署管内下蕃社ハ漸ク其旧慣ヲ一洗稍ヤ時勢ノ真相ヲ理解セルモノ、如シ総通事潘文杰其他各頭人蕃丁等ニ至ル迄官署ノ召喚等アルニ当リテハ其期日ヲ違エス出頭スル等之ヲ上生蕃ニ比スレハ全ク趣ヲ異ニセリ」

下蕃社は平穩で、弁務署の呼び出しにもきちんと出頭している。逆に上蕃社がまだうまく治めきれない状況であると報告されている。

このように、事件後、全体として蕃社の状況も平穩になり、蕃社と土人集落間の関係も融和していくなど平靜化していく状況が報告されている。ただ、恒春弁務署管内の蕃社の内、上蕃社はまだ日本の統治に従順に従う状況にはなかつたことが窺える。

この資料紹介は、二〇〇四年度大阪経済法科大学学外研修制度による研究成果の一部である。台湾研修中は、国史館台湾文献館のスタッフに大変お世話になったことに謝意を表しておきたい。

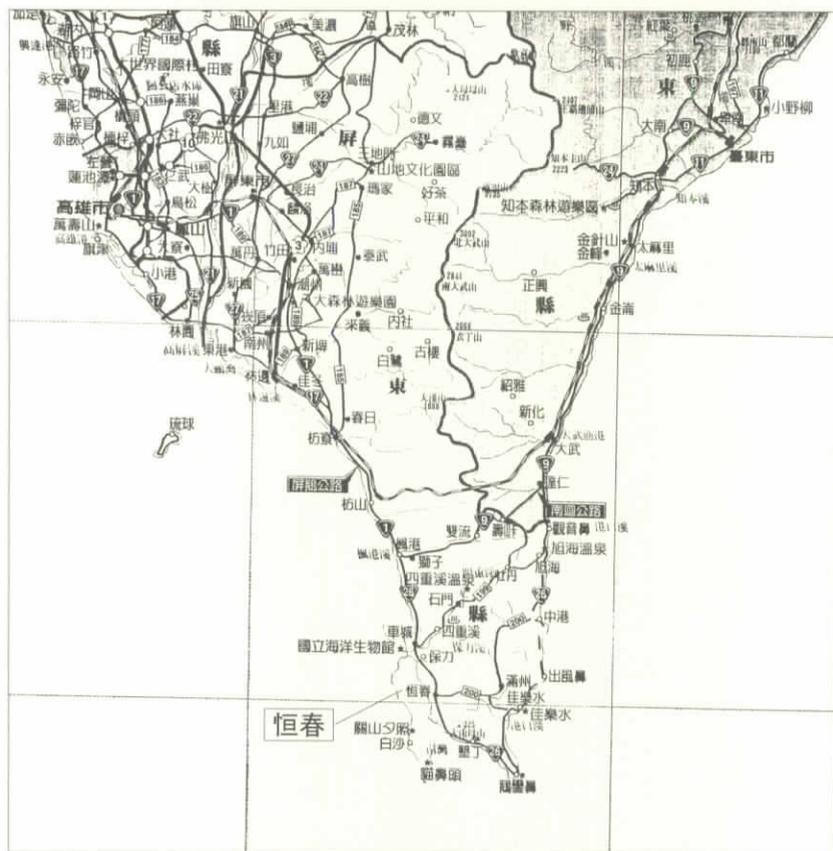
註

(1) 『台湾総督府警察沿革史』(二) 五一六頁

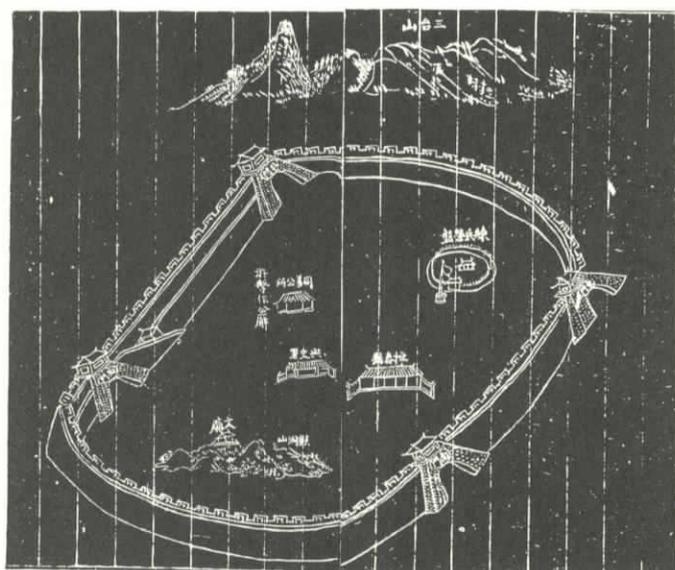
(2) 『恒春懸志』九頁。『恒春懸志』は、台湾銀行経済研究室発行の台湾文献叢刊第七五種として収められているが、それによると、「光緒二十年修」とあり、一八九四年に出されたことがわかる。

(3) 光緒十八年となっているが、内容から判断して光緒十六年の誤記と思われる。

- (4) 『恒春懸志』一〇二頁
- (5) 『恒春懸志』二八七、二九五頁
- (6) 『理蕃誌稿』第一卷十頁
- (7) 『理蕃誌稿』第一卷九七頁
- (8) 明治三十年の分は『台湾総督府公文類纂 十九』(分類番号〇〇一六四)
- 明治三十一年一月と三月の分は、『台湾総督府公文類纂 追一〇』(分類番号〇〇三二四)、同年四月の分は、『台湾総督府公文類纂 追四』(分類番号〇〇四五七)、十一月と十二月の分は、『台湾総督府公文類纂 十四』(分類番号〇〇一七三)
- (9) 『台湾総督府警察沿革史』(一) 二六一頁
- (10) 『台湾総督府警察沿革史』(二) 五一頁
- (11) 『台湾総督府警察沿革史』(三) 五一頁
- (12) 『台湾総督府警察沿革史』(四) 五一六頁
- (13) 『台湾総督府警察沿革史』(五) 五一七頁
- (14) 『台湾総督府警察沿革史』(六) 五一七頁には、「潘文休の動静」として、以下の文が掲載されている。
- 潘文休の動静 恒春猪勝東蕃社の長潘文休なるものは明治七年征臺の時蕃民の首領たりしが、西郷都督の軍門に周旋し蕃部のために事後を善くせしを以て重望を負ひ地方官憲も亦重きを文休の向背に置きたりしに、今次の匪變兇徒は少數の閩粵人を含みしも恒春は元來蕃地なるを以て其の多衆は蕃民に係り、射麻里の偵察隊掩殺の如き文休部下蕃人の背叛に出でたりしが故に文休の消息擧止は一時疑惑を蒙る所となりたるが、變作るの日文休は部下三四十人を率ゐて恒春城内に在り、力を盡して土匪を防ぎしこと事實にして兇徒の系統中文休に連る所あるは蕃民無智文休の號令の行はれざる所ありしに過ぎざりしもの、如く、總督府巡視員の至るや文休は子弟を遣りて之を迎へ総督の諭旨を歡戴して毫も疑を挟む所あらざりき。
- (15) 『台湾総督府公文類纂 追九』(分類番号〇四六〇〇〇)



台湾南部地区



恒春城（『恒春縣志』）



現在の恒春城南門（2005年3月撮影）

# 「恒春暴動調査報告書」

永 二 ノ 一 二	號
-----------------------	---

民植第三二八號

紙數百十一枚

秘

明治三十二年二月廿七日

殖産課長

柳本

仁志

明治三十二年  
殖第二四六號

四月七日 閱了

警保課長

大島

總督 不在

民政長官(花押)

文書課長

木村篤

(※付箋)

恒春暴動ニ付調査復命

台南縣藤根技師

外一人

右ハ藤根技師先般上府中提出候ニ付不取  
敢供内覽候

三

復命書ノ項目

蕃民ト庄民トノ関係

匪徒ノ巨魁並蜂起ノ原因

(※付箋)

本書復命書ハ一先返戻アリ度旨藤根  
技師ヨリ佐藤属へ宛六月二十九日付  
電報ヲ以テ照會アリタルニ付七月七  
日返戻ノ手續ヲナセリ印

蕃人土匪ニ與シタルノ原因

辨務署員及傳習所員ノ慘殺

潘文杰ノ挙動

石井署長ノ意見

善後ノ方法

参考書類目錄

石井署長ノ池端主記ヘノ命令書

平田友田両主記報告書

土匪斬殺人名表

被害街庄社別一覽表

街庄社戸数人口調

蕃人地租上納者及租額調

蕃人地方税納税者及税額調書

恒春匪叛情形説 参 旺金明

清政府撫蕃策

清政府討蕃記（光緒十六年十八年ノ兩役）

明治三十二年二月廿七日

殖産課長〇

一明治三十二年一殖第二四六号一

總督不在

民政長官○

文書課長○

四月七日閱了

警備課長○

恒春暴動ニ付調査復命

台南縣藤根技師

外一人

右ハ藤根技師先般上府中提出候ニ付不取敢供内覽候

復命書

臺南縣技師 藤根 吉春

全 技手 小池三九郎

復命書

小官義

要務有之恒春へ出張ヲ被命候ニ付一月九日出發本月六日帰廳其間調査致候事項別紙之通及復命候也

明治三十二年二月十三日

臺南縣技師 藤根 吉春○

技手 小池三九郎○

臺南縣知事磯貝静藏殿

蕃民ト庄民トノ關係

恒春辨務署管轄ニ属スル上下蕃社ハ其文化ノ度及風俗習慣共ニ区々ニシテ一樣ナラス從テ庄民トノ關係モ亦其趣ヲ異ニスルモノアルヲ以テ一括シテ之ヲ論スルコト能ハサルモノアリ

明治七年征臺ノ役アリシヨリ以來清政府恒春ハ臺灣南端ノ要鎮タルヲ認メ蕃人ヲ同化シテ防備ニ充ツルノ目的ヲ以テ専ラ力ヲ撫蕃行政ニ致シ厚ク保護ヲ加ヘテ遠ク本土ヨリ農民ヲ移シテ蕃社ニ雜居セシメ蕃人ヲ誘導化育シタルノ効果漸ク顯ハレ既ニ曖昧ノ域ヲ脱シテ進化ノ途ニ登リ盛ニ土人ト交通シテ其習俗ヲ模倣シタルノ結果ハ互ニ婚ヲ雜ヘ俗ヲ混シテ更ニ相近似同化シ殆ト特族ノ觀ヲ呈スルモノアリ猪勝束社射麻里社蚊蟀社描仔社、竹社竜鑿社、龜仔角社吧如用社、等即之ナリ殊ニ猪勝束射麻里、描仔社ノ如キ其最較著ナルモノトス

之等ハ辨髮ヲ蓄ヘテ略ホ完全ナル寓屋ヲ有シ農耕ヲ務メテ牛豚ヲ蓄ヒ森林ヲ伐採シテ用材及木炭ニ製出シ租稅

ヲ公納シテ國民ノ義務ヲ尽スモノ其數尠シトセス之等ノ蕃人ニ就キ數ノ觀念自然ノ現象ニツキテノ想像力、日常生活上ノ智識、生産的思想ニ於ケル進化ノ程度等ヲ觀察スルトキハ土人ニ比シテ敢テ遜色ナキヲ以テ此ノ如キモノハ寧ロ土人ト同一ノ取扱ヲナスヘキ性質ヲ有スルモノトス

然ニ之ニ反シテ自ラ其門戸ヲ閉鎖シ未タ容易ニ人道ノ曙光ニ近カス時ニ人頭ヲ把掠シテ頑迷不靈ノ本性ヲ失ハサルモノアリ射不力四社即チ字新路社、牡丹路社巴士墨社草埔後社ノ如キ之ナリ彼ノ楓港枋寮ノ間ニ於テ時々殺害ノ酸劇ヲ演スルモノ多クハ此四社ニ屬スルモノナリ以上列記セル蕃社ハ何レモ特種ノ現象ヲ有スル兩極ニ端ニアルモノヲ擧ケタルモノニシテ其他ノ蕃社ニ至テハ概テ兩者ノ中間ニアルモノニシテ後來之カ撫育ハ必ス好結果ヲ収メ得ヘキ尤モ有望ノモノトラスンバアラス

木炭製造ノ業ハ下蕃社ノ南方ニ於テ尤モ盛ニシテ安平、打拘、澎湖島ヘ輸出スル額ハ年々三四萬円ヲ下ラス然ニ之レ等蕃界工藝ノ勞力者ニ無頼ノ土人混居シシテ常ニ撫育ノ妨害ヲナスハ誠ニ憂フヘキノ事實ト云ハサルヘカラス蓋シ本地ニ於テ罪ヲ得タルモノ、潜伏所トシテ且其生活所トシテ尤モ安全ニシテ有利ナルハ蕃界ノ製炭ニ加フルモノアラサルナリ如此製炭地方ハ常ニ諸種ノ罪惡ヲ伏在スルヲ以テ一朝狡猾ナル教唆者ノ之ニ乗スル者アルトキハ其毒ノ波及スルトコロ寧ロ圖ルヘカラサルモノアリ清國政府ノ恒春地方ヲ經營スルノ時ニ於テハ往々土蕃間ノ紛擾ヲ匿起シ為ニ多數ノ軍隊ヲ動カシタルコトアリ即光緒十六年牡丹社對車城庄並ニ同十八年射不力社對楓港庄民ノ間ニ起リタル殺戮事件ニツキテハ何レモ千余人ノ兵勇シ以テ蕃人ノ鎮壓ヲ試ミタルハ尤モ著シキモノナリトス而レトモ之レ等ノ強硬手段ハ一モ好結果ヲ奏セサルノミナラス却テ蕃人ノ為メニ苦メラレ終ニ事ヲ曖昧ノ中ニ了スルノ止ムヘカラサルニ至レリ爾來二十八年本嶋割讓ノ時ニ到ルマテ蕃人ノ跳梁ニ関シテ著シキ制裁ヲ加フルコトナカリシナリ

恒春支廳設置以來尤モ力ヲ撫蕃ノ事ニ尽シタルヲ以テ其成績亦見ルヘキモノアリタリト雖今回ノ事件ニ依テ民

蕃間ノ關係ヲ一變シタルト同時ニ官衙ノ蕃人ニ對スル態度モ白ラ變更セサルヘカラサルノ必要ヲ生スルニ到リタルハ又止ムヲ得サル勢ナリト云ハサルヘカラス

之ヲ要スルニ恒春地方ノ蕃人ハ已ニ土人化シタルモノ多キヲ以テ北部蕃人ノ如ク俱ニ天ヲ戴カサルノ仇敵トシテ土人ヲ視ルモノニアラサルナリ是ヲ以テ之ヲ按撫シ我ニ悅服セシメハ利用ノ途アルヘキモ撫育宜レキヲ失ヒ彼レ若シ我ニ慊焉タラスンハ無智ノ蕃民忽チ匪賊ノ煽動誘惑ニ應ジ蕃地ハ彼ノ巢窟トナリ蕃人ハ彼ノ爪牙トナルヤ今回ノ事實ニ照シテ明ナリ撫蕃ノコト豈ニ忽諸ニ附シテ可ナランヤ

### 匪徒ノ巨魁並ニ蜂起ノ原因

今回ノ事變ニ首謀者トシテ見ルヘキモノハ左ノ二名ナルカ如シ

四溝庄 元農 盧根元 四十余才

車城庄 元商 陳掌 三十余才

盧根元ハ二十八年匪魁トナリ恒春城ヲ攻撃シテ大敗セシヨリ以來身ヲ蕃界ニ潜メテ昨年ニ及ヘリ

陳掌ハ嘗テ阿片令違反ニ依テ憲兵ニ捕ハレシニ逃走シテ巧ニ天網ヲ免レ昨冬ニ及ヒ匪首トシテ事ヲ挙ルニ至レリ

其他陳福傳ニ薛瑞玉陳綿九林意帶等ハ何レモ匪徒中ノ有力者ナリシカトモ薛瑞玉ハ十二月廿四日陳福傳ハ十二月十九日何レモ憲兵警察官ノ捕斬スルトコロトナレリ十二月廿五日夜半辨務署第三課員ノ引率セル牡丹社蕃人ノ手ニ依テ盧根元ヲ斬殺シタルコトハ同署長ノ談話ニ之ヲ聞クコトヲ得タリ然ニ尚ホ調査スルトコロニ依レハ根元ノ首級ト称セシモノハ實際炭燒土人潘求ノ頭ニシテ招元ハ現ニ二十九日以来包圍ノ賊軍中ニ在リテ土蕃ヲ指揮シタリト云ヘリ

之レ等ノ匪首ハ二十八年以來声ヲ潜メテ時機ヲ伺ヒシニ昨年末ニ及テ鳳山地方ハ土匪跳躍ヲ極メ南部台灣ノ地漸ク騷擾ニ起ラントスルノ形勢ナルニ反シテ恒春城ノ兵備ハ大ニ縮少セラレタルノミナラス各處ニ散在セル憲兵屯所ノ如キモ續々撤去セラレタルヲ以テ盧招元陳掌ノ徒ハ鳳山地方ノ巨匪林少貓ト通謀シテ終ニ事ヲ挙クルニ至レリタルモノナリ

事變前凡ソ一ヶ月種々ノ謠言飛語ハ紛々トシテ流布シ物情恢々トシテ民心穩カナラサルモノアリ曰日本ハ日下他ノ強國ト難ヲ構フルヲ以テ内外多年到底台灣ヲ保有スルコト能ハスシテ之ヲ放棄セントセリ目下恒春地方ノ兵備ヲ撤去スルハ全ク爰ニ原因スルモノナリ

且又日本政府ハ國帑枯渴シテ時難ニ應スル能ハサルカ故ニ種々ノ税目ヲ新設シテ人民ノ膏血ヲ吸收シ敢テ其源泉ノ渴ル、ヲ顧ミサル所以ノモノハ本嶋ヲ維持スル意ナキニ依レリ況ンヤ恒春ノ地ハ瘠テ民貧シク何ノ餘裕アリテカ其重斂ニ應スルコトヲ得ンヤ且夫明治七年ノ役日本ハ一度此地方ヲ占領セシト雖其兵力財力共ニ足ラサルモノアルヲ以テ間モナク之ヲ放棄シタリ當時心ヲ寄セタルモノハ日本軍退却ノ後如何ナル刑罰ヲ受ケタルヤハ尚ホ人々ノ記憶スルトコロナルヘシ今ノ時ニ及テ逡巡スルモノハ後難圖ルヘカラス宜シク起テ恒春城ヲ陥落シ暴横ナル官吏ヲ殺戮シテ以テ他日ノ恩賞ヲ期セサルヘカラスト此クノ如クニシテ民心ニ動揺ヲ来シタルヲ伺ヒ各庄ニ二三ノ無賴漢ヲ放テ巧ニ誘惑煽動セシメ以テ大事ヲ挙クルニ至レリ然ニ土人ハ銃器少クシテ到底事ヲ挙げ得サルコトハ巨魁ノ知悉スル所ナルヲ以テ茲ニ是非共蕃人ヲ加担セシムルノ必要ヲ生シタルニ依リ先其第一手段トシテ潘文杰ヲ以テ首謀者ノ如ク聲言シ被ラスニ大元帥ノ稱号ヲ以テセリ蓋文杰ハ蕃人間ノ重鎮ニシテ其去就ハ以テ多数ノ蕃人ヲ動スヲ得ルノミナラス又土人ヲシテ其ノ心ヲ決セシムルニ與テ力アルヘケレバナリ而シテ又各社蕃人ニ向テハ巧ニ其弱点ヲ衝キ曰恒春城陥ラハ金銀貨物及銃器彈藥ハ總テ之ヲ蕃人ニ分與スヘシ日本人ノ蕃人ニ對スル所為ヲ見ルニ一トシテ不正不利ナラサルハナシ共ニ協力シテ恒春城ヲ攻陥セザルヘカラ

スト

如此ニシテ庄民及蕃人ヲ煽動シ以テ事ヲ挙クルコトヲ得タリ而レトモ之等ハ所謂烏合ノ徒ナルヲ以テ僅ニ五十ニ充タサルノ兵力ヲ以テ守禦スル恒春城ヲ破ル能ハサリシ亦タ当然ノコトナリト云ハサルヘカラス

要スルニ今回ノ暴挙タルヤ廿八年本嶋割讓以來我兵力ノ為止ムヲ得スシテ其禍心ヲ包藏シ密ニ時機ヲ待チタル匪首ノ徒ハ俄カニ壓力ノ減少セシヲ現鳳山地方ノ巨匪ト相應呼シ時恰モ地方稅徵收ノコトアリテ奇貨トシ愚民ヲ煽動シ蕃人ヲ眩惑シ以テ自己ノ欲望ヲ滿タサントシタル結果ニ外ナラサルヘシ

#### 蕃人士匪ニ與シタルノ原因

台湾ノ蕃族中ニアリテ尤モ從順ナルモノヲ舉レハ先ツ指ヲ恒春ニ屈セサルハナシ然ルニ昨冬之レ等蕃人ノ多數ハ匪徒ニ與シテ其先驅ヲナシ來リテ恒春城ヲ脅カシ我軍隊ト炮火ノ下ニ相見ヘタルヲ聞クモノ誰カ意想外ノ出來事ニ驚カサルモノアラシヤ二十八年恒春支廳開設以來力ヲ蕃人ノ撫育ニ用ヒ之カ為メニ經營設備セシコト又跡シトセス其結果トシテ蕃人ノ意向カ次第ニ新政府ニ帰依スルノ狀況ヲ呈シタルヲ以テ單獨ニシテ蕃地ヲ縱横ニ探險スルコト甚タ容易ナルニ至レリ

然ルニ昨冬ニ至リ突然鋒ヲ逆マニシテ匪徒ニ與ミシ相率ヒテ我ニ反抗シタルモノ必スヤ其原因ナクンバアルヘカラス今從來ニ於ケル各蕃社ノ狀況并暴動後ノ事情ヲ調査シ之カ原因ナリト思考スルモノヲ列記スレハ概左ノ如シ

- 一 蕃界ニ於ケル炭燒土人ト交通シ其惡感化ヲ受タルコト之レ第一項ニ於テ記述セル如ク炭燒夫ハ概無賴漢ノ生業ナルヲ以テ之ト頻繁ニ交通スルノ蕃社ハ其惡感化ヲ受クルコト勿論ニシテ四林格社ノ如キ其尤モ著シキモノナリ

## 二 掠奪ノ慾ニ飽カントシタルコト

其頑迷木靈貪テ飽クコトヲ知ラサル蕃人ノ本性ハ忽チ奸悪ナル土人ノ乗スル所トナリテ之カ爪牙トナリ之シカ先驅トナリ死力ヲ尽シテ蠻勇ヲ奮ヒ而シテ其背後ニ偲樞師ノ隠ル、アルヲ覺ラス其愚昧寧ロ哀ムヘキモノアリ

## 三 第三課員ノ蕃社ニ於ケル殺戮ニ奮激セシコト第三課員ハ蕃社ニ於テ十一名ノ土人ヲ殺戮セリ而シテ婦人

小兒モ亦此内ニアリタリト云フ之レ等ハ事變ニ際シ臨機處分トシテ或ハ止ムヲ得サリシナルヘシ然レトモ此挑発的ノ處置ハ偶以テ蕃人ノ反動ヲ來シ匪首ヲシテ乘スヘキノ口実ヲ得セシメタルハ是非モナキ次第ト云フヘシ

## 四 文杰ノ包圍中ニアリシコト

文杰ノ永ク城内ニアリタルハ偶々以テ蕃人ノ疑惑ヲ買ヒ匪徒ヲシテ萬死ノ中ニアアル文杰ヲ救フヘシト聲言セシメ或ハ已ニ殺害セラレタル文杰ノ復仇ヲ圖ラサル可カラスト云ヘル如キ詭辨ヲ弄シテ猪勝束社附近ノ蕃人ヲ誘惑セシメタルハ亦止ムヲ得サルノ結果ナリト云ハサル可カラス

## 五 手當金ノ廃止

頭人社長ニ給與シタル手當金ナルモノハ即清國政府時代ニ於ケル口糧銀ナルモノニシテ其由テ來ル處一朝一夕ノ故ニアラス而レ共若シ手當金ノ給與ヲ廢シ之ニ代フルニ他ノ生産上必要ナル器具或ハ手藝工業等授産ノ途ニ使用スルヲ得ハ即撫蕃上ノ一進歩トシテ元ヨリ希望スル所ナリト雖之レカ給與ヲ廢シタルノ時ハ恰モ土匪暴発ノ時機ト一致シタルヲ以テ均シク匪首ヲシテ煽動ノ口実ヲ得セシムルニ至レリ

抑恒春城ノ包圍ハ実ニ唐突ニ出タルモノニシテ其城外四百米突ニ至リテ射撃ヲナスニ至ル迄ハ城内ノ警備ハ平常ト異ナルコトナク門扉ノ如キモ亦開放シテ顧ミル處ナカリシナリ依之考フレハ蕃人大部ノ去就ハ十二月二

十六七日ノ頃ニ於テ俄然決定セシヲ想像スルニ難カラス蓋シ土人ノ力ノミニシテハ銃器足ラサルカ故ニ到底事ヲ舉ルヲ得スシテ必ス蕃人ヲ誘テ死地ニ立タシメサルヘカラサルハ狡猾ナル匪首ノ熟知スル處ナルヘケレバナリ即知ルヘシ前記第三第四第五ノ三項ハ蕃人ノ土匪ニ與シタル近因ヲナスモノナルコトヲ然レ共第一第二ノ二項ニ至テハ全ク撫育ノ用意周到ナラサルヨリ來リタルモノト云ハサルヘカラス蕃人ト匪徒トノ關係ヲ圖上ニ現ハシ以テ一覽ノ便ニ供センカ為メニ別紙略圖ヲ調製セリ

#### 辨務署員及傳習所員ノ慘殺

池端主記大庭書記井原教諭井赤羽川村兩巡查ノ慘殺セラレタルニツキテハ其間ノ消息タル單ニ辛シテ生存セル今井巡查ヨリ之ヲ聞クコトヲ得ルノミ其他之ヲ蕃人ニ訊スト雖漠トシテ一モ要領ヲ得ルコト能ハス今生存セル今井巡查ノ病辱ニツキ聞キ得タル當時ノ實況ヲ記述スレバ左ノ如シ

十二月二十八日土匪タコンコンニ集合スルノ密報ニ接シタルニ依リ五十名ノ蕃人ヲ引率シテ之カ逮捕ニ趣クヘキノ命令ニ接セリ而シテ如何ナル都合アリタルニヤ前命令ハ變更セラレ更ニ二十九名ノ蕃人ヲ率フルコト、ナレリ

巡查三名ハ何レモ蕃地ノ事情ニ通セサルヲ以テ更ニ池端主記大庭書記ト同行スルコト、ナレリ之レ池端大庭二氏ハ地理ヲ暗ンジ且蕃情ニ通セラル、ヲ以テナリ

出発ニ臨ミ蕃人ハ酒ヲ飲ミタルヲ以テ之ヲ東門外二町許ノ處ニ待合セ漸ク午后二時ニ至リテ一行前進ヲ始ム行クコト凡ソ二里許ニシテ引率セル蕃人ノ發銃スルコト五、六発々炮ノ理由ヲ問ヘバ彼等ハ出軍ニ際スル慣例ナリト答ヘリ

前進ヲ續ケテ漸ク村落ニ出テタレバ目的地ハ何處ナリヤト問ヘバ近ケリト答フ然ルニ四境靜穩ニシテ匪徒集

合ノ情況ナク形勢甚タ穩カナリ

此時已ニ八時ヲ過キ夜暗フシテ歩ムニ難ク加フルニ降雨至リテ進退共ニ容易ナリトセス依テ一行ハ一先猪勝東分教場ニ至リテ休息シ蕃人ニハ食事ノ為メ各自帰宅更ニ集合スヘキ旨ヲ命セリ午后九時一行夕餐ヲ喫シタル頃文杰ノ居室ニ當リテ五六十発ノ銃声ヲ聞ケリ之レ帰宅ヲ命シタル蕃人ノ發セシモノニシテ其故ハ昨日土匪ヲ斬リタルヲ祝ヒ例ニ依リ祝炮ヲ放チタルモノナリト云ヘリ

此時大庭氏ハ事情偵察トシテ獨リ文杰ノ宅ニ向フ

十一時ノ頃再ヒ二三ノ銃聲ヲ聞ケリ然ルニ蕃語ニ通セシ大庭氏ハ外出シタルヲ以テ其故ヲ問フニ由ナシ故ニ分教場ニ寄宿シアリシ二三ノ蕃童ヲ伴ヒテ溪邊ニ下リ之カ偵察ヲナス生徒語テ曰ク結婚ヲナセルモノ、祝儀ノ為メ依例発炮セルモノナリト

分教場ニハ豫テ井原教諭アリタルヲ以テ二十九日早朝一行相會シテ土匪ノ疑アルタコンコンノ七八戸ノモノヲ悉ク捕縛スルカ或ハ其重立テルモノ、ミヲ捕縛スヘキヤヲ評議セリ

然ルニ井原氏ハ今之等ヲ捕縛引致スルトキハ大ニ文杰以下ノ感情ヲ害シ為ニ奇禍ヲ来スコトナシトセス故ニ彼等ヲ恒春ヘ送致スル迄ハ便宜ニ從テ之ヲ處理スルコト、シ其手段ハ總テ一任セラレタキ旨我等ニ相談アリタリ蓋シ嫌疑者ノ重ナルモノ、一人ハ文杰ノ妻ノ兄弟ナルヲ以テナリ

我等ハ元ヨリ細部ニ互リテ彼是異議アルコトナシ只差支ナク之ヲ恒春ヘ護送スレバ其任ヲ尽シタルモノ而レ共念ノ為メ如何ニシテ送致セラルヘキヤヲ問ヘハ只何トナク銃器ヲ携帯セシメタルマ、同伴スヘキ旨ヲ答ヘラル

然レ共彼等已ニ土匪ノ嫌疑者タル以上ハ之ニ武器ヲ携帯セシムル如キハ我々警察官ノ觀過スヘカラサル處ナルヲ主張セシカトモ井原氏等ハ決シテ途中不慮ノ變ナキコトヲ保證シ強テ前議ヲ固執セラレシヲ以テ元ヨリ

深く蕃地附近ノ事情ニ通曉セラル、コトヲ信スルガ故ニ扨テ其意ニ從ヒタコソニ至リ甘言以テ十二三名ノ嫌疑者ヲ誘ヒ文杰ノ第三子クルン以下ヲシテ之ヲ護送セシメタリ

此時大庭氏先導ヲナシ嫌疑者之ニ次キ一行ハ蕃人中ニ混シテ之ニ尾行シタリ

恒春ヲ距ル凡ソ二里半ノ處ニ來テ休フ時ニ怪ムヘキ蕃人銃ヲ携テ來ル之ヲクルンニ問ヘバ即チ彼ノ知ルモノニシテ共ニ協力スルモノナルヲ答フ故ニ相伴ヒテ歸路ニ就キシニ又二人ノ蕃丁ニ逢フ即チ昨日見シ所ノ郵便遞送人夫ナリ之ヲクルンニ問ヘバ然リト答フ

尚ホ進テ恒春ヲ距ル凡ソ一時間程路ニ來リシニ一人ノ銃殺セラレテ道ニ横ハルモノアリ就テ熟視スレバ内地人ニシテ郵便遞送人ナリ殺サレテ間ナキニ依リ尚ホ最後ノ呼吸ヲナシ僅カニ四肢ヲ動カス知ルヘシ先刻遭遇セル二人ノ蕃人ノ所為ナルコトヲ斯ク語り合ヒツ、互ニ警戒ヲ加ヘシニ前方谷間ニ於テ一発ノ銃声耳ヲ貫クモノアリ更ニ相告ケテ警戒ス

此時挙動最モ怪ムヘキ一蕃人來ル赤羽巡查之ヲ捕ヘ大庭氏ニ扨シテ之カ取調ヲナサントス時ニ谷ヲ隔テ、一群ノ土匪顯出シ我等ニ抵抗スルノ挙動ヲ示ス依テ直ニ一行ニ伏スヘキヲ命シ我ハ二三発ヲ放シ且同行ノ蕃人ヲシテ射撃ヲナサシム蕃人應セス叱シテ之ヲ強ントスレバ彼等ハ稍ヤ退却センカト思フ間ニ驪テ我一行ヲ掩撃ス赤羽巡查ハ尚ホ彼ノ蕃人ヲ捕ヘアリシヲ以テ我ハ之ヲ斬ラントシテ馳セテ其處ニ到レバ一蕃銃ヲ挙テ我ヲ射ル之ト同時ニ赤羽巡查ノ側方ニアリシ蕃人亦氏ノ胸部ヲ射タルヲ以テ氏終ニ起ツ能ハス

此時大庭川村ノ二氏我ヲ呼ヒ共ニ恒春ニ退却セント云フ然レ共我銃傷出血甚シクシテ奔ルヘカラス即チ身藏中ニ投シテ潜メハ大庭川村ノ二氏奔路ニ當リテ激シキ銃声起ル蓋シ両氏ノ瞑目此時ニアラン

我ハ叢中ニアリテ蕃人ノ動靜ヲ伺ヒシニ数名ノ蕃人大庭川村両氏ノ首級ヲ持チテ來ル

文杰ノ妻ナルモノ十餘名ノ蕃女ト共ニ恒春ニ買物アリト稱シ豫テ一行ニ尾行シ來リシカ常ニ争鬪ノ狀況ヲ傍

觀シ我同胞ノ斃レ尽シタル時出テ來テ首級ヲ斬獲スルニ助力シタルモノ、如シ

蕃人等ハ我潜メル叢ノ前面ニ首級ヲ持チテ集合セシカ暫クアリテ高聲ニテ何事ヲカ叫ヒツ、恒春方面ニ向テ馳セ去リタリ

蕃女及數名ノ蕃丁ハ尚ホ爰ニ止マリ且恒春方面ト此一團トハ時々何事乎ノ交通ヲナスモノ、如シ

暫クシテ大庭氏ノ首級ヲ取出シ之ヲ圍繞シツ、蕃女ノ一群ハ舞蹈ヲ始メ日没ノ頃ニ及ヒ首級ヲ集メテ去レリ我ハ二ヶ所ノ重傷ヲ負ヒ呼吸切迫シテ苦痛言フヘカラズ自ラ終ニ起ツヘカラサルヲ知り匪賊ノ毒刃ニ斃ル、ヨリ寧ロ自殺スルニシカスト死ヲ決セシカドモ讎テ熟考スレバ署長ノ信任セラレ相率ヒテ逮捕ニ向ヒタル蕃人ハ我等ヲ保護セサルノミカ却テ一行ヲ虐殺シタルノミナラズ更ニ恒春方面ニ星奔セシハ尚ホ大ナル叛逆ヲ恣ニセンカ為メナルヘシ誠ニ憎ミテモ尚餘リアルノ逆賊ニシテ思フニ辨務署モ之等ノ徒ノ為ニ内外ヨリ夾撃ヲ受ケ遂ニ悲酸ノ極ニ終ルヤモ知ルヘカラス若シ我ニシテ爰ニ自殺セバ誰カ此事ヲ報告スルモノアラン呼吸ノ通スル間ハ自ラ死スルベカラズト深ク意ヲ決シ傷ヲ包ミテ出血ヲ防キ血ヲ吞テ咽ヲ潤ホシ日没ヲ待テ途ニ出ツレバ二個ノ死体アリ池端大庭ノ二氏ナルベシ一ハ首級ヲ存スレ共他ハ斬取セラル

漸クニシテ溪底ニ出ツレバ二三十ノ土匪群ヲナシテ來ルガ如シ更ニ叢中ニ没シテ其通過スルヲ待チタルニ月出ツルノ頃再ヒ五六十ノ一群過ク何レモ蕃人ナルガ如シ四邊聲ナク人跡漸ク絶ヘタルガ如キヲ以テ月光ヲ使トシテ東門ニ來ルノ頃八月恰モ天ニ中セリ

急ニ城ニ入ラントスレバ衛士悟ラスシス銃丸連リニ來ル止ムヲ得ズシテ東南門ノ間ニ徘徊天明僅カニ南門ニ入リテ一同ノ無事ナルヲ知り爰ニ安堵ノ思ヲナセリ

如斯悲酸ノ殺戮ヲ受ケタル所以ハ其原因那邊ニ存スヘキカハ今之ヲ明確ニスルコトヲ得スト雖凡左ノ數項ニ外ナラサルヲ信セリ

暴發時機ノ切迫セルヲ察セスシテ危險ノ地位ニ陥リタルコト

嫌疑者ノ一人ハ文杰ノ親戚ナリシヲ以テ蕃人間ノ反抗ヲ受クルニ至リタルコト

嫌疑者ヲ恒春ニ引致シタル後如何ナル處分ヲナスヘキ乎ハ前日来辨務署ノ處置ニ依リ略々彼等ノ推知シタル處ナルヘシ之ヲ以テ中途ニシテ反抗ヲ受ケ終ニ虐殺セラル、ニ至リタルコト

而シテ是レ等死屍ハ三十一日蕃人ニ命シテ辨務署ニ運搬セシメタレトモ池端主記ノ首級ハ尚末夕之ヲ得ルコト能ハス

### 潘文杰ノ居動<sup>(中)</sup>

匪徒來襲ノ事ハ己ニ一ヶ月以前ヨリシテ之ヲ牒知シ得タルヲ以テ石井署長ハ事変ニ先ンジテ巨魁ヲ除キ以テ事ヲ未発ニ防カントシ銳意之カ成効ニ力ヲ尽シタリト雖當時恒春城ノ兵力ハ頗ル薄弱ニシテ殊ニ警察力ノ如キハ其力尤モ微カリシヲ以テ之シカ臨機ノ處置トシテ蕃人ヲ召集シテ萬一ノ變ニ備ヘ且用キテ以テ匪魁ヲ捕獲セシムルノ策ヲ決シ十二月廿五日及廿七日ノ兩日ニ於テ署員ノ指揮スル蕃人隊ニ依リ匪徒ヲ斃スコト十一名而シテ巨魁魯招元亦此内ニアリ

潘文杰ハ召集ノ命ヲ奉シ廿六日ニ蕃丁百五十ヲ引率シテ城ニ入り廿七日ニハ其幾部ヲ以テ巨魁ノ捕獲ニ當ラシメ廿八日ニハタコンコンノ嫌疑者引致ノ目的ヲ以テ辨務署員二十九名ノ蕃丁ヲ同伴セシメ其餘銃器ヲ有セサルモノハ悉ク帰社ヲ命シ自ラ三十七名ノ蕃丁ヲ率ヒテ辨務署ニ留マリ署長ノ命ヲ奉シテ百般ノ事ヲ周施セリ

廿九日午前十時半ニ至リテ匪徒恒春城ヲ包圍スルニ當リ辨務署ハ南門ノ守備ヲ分担シタルヲ以テ文杰ハ常ニ其部下ヲ率ヒテ南門ニ至リ專ラ防禦ノ事ニ力ヲ尽シ且其十三名ヲ分チテ憲兵隊ニ附屬セシメタリ越テ三十日ニ至リ賊ノ勢漸次増加シ新陳代謝交來テ城門ニ肉薄スト雖我守備兵憲兵并警察官ヲ合スルモ尚五拾ニ充タス而ルニ

匪徒ハ水牛車ニ藁ト石油トヲ満載シ來テ城門ヲ燒棄セントスルヲ以テ更ニ門内ニ二重ノ防禦工事ヲ要スルノ急ヲ告クルニ至レリ此時ニ當リテ城内ノ土人ハ何レモ堅ク門戸ヲ閉鎖シテ深く伏匿シ我命ヲ奉シテ我用ヲナサス或ハ三々五々所在ニ集合シテ互ニ密議ヲナス等形勢穩カナラス官吏ニ對シテモ亦不遜ノ挙動ヲナセリ此時ニ當リ文杰ハ其部下ヲ督シテ土壘築造ノ事ニ當リ終ニ城門ニ二重ノ防禦工事ヲ全フスルヲ得タリ

三十日夜半ニ及ヒ土匪ハ車城沖ノ汽笛ヲ聞キ應援隊ノ到ルヲ察知シ之レカ厄止ノ為メニ車城方面ニ赴クモノ陸續トシテ絶サルモノ、如シ

三十一日應援隊ハ虎頭山庄ニ於テ土匪ト衝突シ其銃声ハ明ニ戰ノ激烈ナルコトヲ知ルコトヲ得タリ乃憲兵隊長ハ二十名ノ兵ヲ率ヒテ之ト連絡ヲ取ランカ為メニ門ヲ出テ憲兵屯所長ハ十名ノ兵ヲ引テ退却セントスルノ土匪ヲ隘路ニ追撃センカ為メニ北門ヲ出ツ爰ニ於テ石井署長亦文杰ニ命シ部下ヲ率ヒ土匪ヲ追撃シ且土匪ノ掩護タリシ附近ノ民家ヲ燒毀セシム平田主記之レカ監督タリ文杰命ヲ受ケ直ニ部下ヲ率ヒテ西門ヲ出テ火ヲ民家ニ放テ進ミシニ偶々憲兵モ所長カ其側方山上ニ現出セシ一群ノ土匪ニ向テ射撃ヲ加ヘントスルニ會フ文杰之ヲ見ルヤ所長ニ告ケテ曰ク彼ハ我部下ニシテ匪徒ニアラズ請フ之ヲ射ル勿レト乃文杰ヲシテ彼一群ヲ招致セシム文杰行クコト數町手ヲ以テ之ヲ靡ケハ山上ノ群續々トシテ來リ集ル其數凡百餘何レモ銃器ヲ携帯セリ

於是屯所長ハ石井署長ト議シ文杰ヲシテ蕃人ニ諭サシメ其武器ヲ解キテ之ヲ城内ニ収メ且之レ等ノ蕃人ハ直ニ任意帰社セシメタリ暫クシテ應援隊到リ四辺ノ匪徒悉ク散乱シテ又跡ヲ止メス

應援隊城ニ入りテヨリ以來堅ク城ノ内外ノ交通ヲ遮斷シ一切ノ出入ヲ禁制セシヲ以テ文杰以下三十餘名亦辨務署内ニ滞留シ一月廿二日漸ク文杰及二股頭人阿蘭ヲ除クノ外他ノ蕃丁ハ悉ク帰社セシメタリ

是レヨリ先キ十月下旬八瑤灣ニ於テ郵便送人殺戮セラレ運送人夫タル猪勝東蕃人亦其厄ニ遇ヒタルヲ以テ紛議爰ニ起リ其争ヤ終ニ下十八蕃社ト阿眉蕃社トノ交渉事件トナリ事態頗ル重大ニシテ不穩ノ情況ヲ呈シタルヲ

以テ恒春弁務署ハ臺東廳ト協力シテ之レカ調停ヲ圖リタリ而シテ文杰ハ尤モ能ク此間ニ周旋シ一方ニハ血氣ノ壯丁ヲ慰撫スルト共ニ十二月一日辨務署員ト共ニ吧朗街ニ出張シテ交渉ノ事ニ任シ十一日同地ヲ發シ十二日台東ニ至リ相良同廳長ヲ訪フテ十七日迄滞在シ未タ其事ノ結果ヲ告ケスシテ婦社スレハ恒春地方不穩ニ付蕃丁ヲ率ヒテ出署スヘキノ命ニ按シタルヲ以テ廿五日夜發足廿六日恒春ニ着シ爾來能ク署長ノ命ニ從ヒ以テ今日ニ及ヘリ

一月十日小官等蕃地ニ着シテヨリ以來意ヲ留メテ文杰ノ居動ヲ見ルニ彼ハ例ニ依テ沈着寡言其言行ニ於テ毫モ平常ト異ナルアルヲ見ス一夜彼ヲ呼テ内地觀光ノ談ヲ聞クモ具サニ其所感ヲ述ヘ深ク自ラ蕃社ノ醜ヲ愧チ速ニ文化ノ城ニ進マンコトヲ希ヘリ

文杰ノ第五子ソルーテヤト云ヒ年齒僅ニ八九之ヲ教育センカ為メ臺南ニ伴フコトヲ背セサルヤト問ヘハ彼善テ其尤モ希望スル處ナルヲ語り且曰ク児多病而レ共台南ニハ精良ナル医薬ノアルアリ以テ病ヲ医スルニ足ラン若シ服藥効ヲ奏セスンバ死スルモ之天命□□悲シム処ニアラスト

文杰并蕃人ノ挙動ニツキ當時包圍ノ中ニアリテ親シク實況ヲ觀察シタル憲兵分隊長ノ談話ハ最モ參考トスヘキモノナルヲ以テ左ニ之ヲ掲ク

十二月廿四日弁務署ト協力シテ匪徒ノ軍師ト称セラル、薛瑞玉ヲ四溝庄ニ生擒シ之レカ訊問ノ結果トシテ十二月九日匪徒四十余名四林格庄ニ會合シ雞頭ヲ斬リ血ヲ噉テ誓ヲナシ曰ク若シ此盟ニ反クモノハ此ノ如クナラント而シテ匪徒連判狀ヲ造リ潘文杰亦之ニ與ルコトヲ自白セリ於是人々怪シミ且驚テ曰ク文杰ノ日本ニ服従スルヤ久シ且近頃内地ヲ觀光シテ其智識群ヲ抜クモノアリ安ソノ匪徒ニ雷同附加シテ逆ヲ圖ルノ愚ヲ學フモノナランヤト我亦匪徒ノ為ニスル所アツテ虚構シタルモノナルヘキヲ信シタルカ故ニ深ク爰ニ意ヲ留メサ

リキ

然ルニ事変ハ廿九日爆発シテ恒春城ハ重圍ニ陥リ文杰亦弁務署内ニアリテ防禦ノ事ニ從ヒ我憲兵隊ノ如キモ往々蕃人ヲ指揮シテ兵員ノ欠ヲ補ヒタリ

此時ニ當リ城内ニアル内地人ハ交々來リ訴テ曰ク土人間ノ説ニ依レバ文杰ハ匪徒ト通シテ反ヲ謀ルモノナリ若シ彼ニシテ城内ニアラバ恐ラクハ事変内ヨリ起ラン願クハ速ニ城外ニ放逐セラレタシト然レトモ我ハ尚文杰ヲ信スル念深キヲ以テ此等ノ言ニ耳ヲ傾クルコトナカリキ

然ルニ三十日ニ至リ蕃地ニ赴キタル弁務署員ノ一行中只タ僅ニ一人ノ巡查逃レ來リテ文杰ノ部下ノ蕃人ノ為メニ一行悉ク慘殺セラレタルヲ報告セルヲ聞キ始メテ文杰ノ頼ム可ラサルヲ知ルト同時ニ連判狀ニ彼ノ名ノ在リシコト及ヒ城内土人間ニ起レル風説トニ連想シテ彼ヲ疑フノ念更ニ深キヲ加ヘタルヲ以テ蕃人ヲ使役スルノ甚タ危険ナルヲ思ヒ悉ク之ヲ弁務署ニ返附シ且彼等ノ監視ニツキ同署長ノ注意ヲ促シタリ

三十一日應援隊車城ニ上陸セシヲ偵知シタルヲ以テ之レカ連絡ヲ採ラン為ニ我ハ二十余名ノ兵ヲ引率シテ之ニ赴キ別ニ憲兵上等伍長ヲシテ兵十余名ヲ率テ將ニ退却セントスル土匪ヲ隘路ニ追撃セシム

此時弁務署ニ於テモ亦文杰ニ命シ西門ヲ出テ賊ヲ撃タシメタルヲ以テ文杰ハ部下ヲ率ヒテ散在セル民家ヲ燒キツ、進ミシニ偶々憲兵上等伍長カ側方丘山ニ現ハレシ約二百ノ一群ニ向ヒ射撃セントスルヲ見來テ伍長ニ謂テ曰ク彼ハ我部下ナリ射撃スルコトヲ止メラレヨト即チ文杰ニ命シテ山上ノ群ヲ招カシム文杰走ルコト數町手ヲ以テ之ヲ麾ケハ山上ノ群續々トシテ來ル依テ之ヲ坐セシメ其何故ニ來リシヤヲ問ヘハ曰ク文杰永ク滞在セルニ土匪ハ恒春城ヲ圍ムノ報アリシヲ以テ之カ見舞ノ為メ來レリト依テ其所持スル銃器ヲ檢セシニ一二ノ發火セル痕跡アルモノアリタルニ依リ何故ニ發銃セシカヲ問ヘハ昨夜猪ヲ射タリト云ヘリ依テ弁務署長ト協議ノ上銃器ヲ城内ニ収メ蕃人ハ任意帰社セシメタリ

土匪ノ軍師ト稱セラル、者ハ文杰ハ匪徒中ノ有力者ナルヲ明白シ

重傷ヲ負ヒ逃レ來レル巡查ハ文杰ノ第三男クルンノ率フル蕃人等カ弁務署員ノ一行ヲ戮殺セル旨ヲ報告セリ  
文杰ハ廿六日ヨリ以來城内ニアリテ廿九日ヨリ賊ノ包圍ヲ受ケ絶テ外部ト交通スルコトナシ然ルニ三十日彼  
ハ兵士ノ一群ヲ見テ直チニ我部下ナルコトヲ知りタルハ之レ即其部下ノ蕃丁土匪ト通スルコトヲ豫メ知りタ  
ルモノニアラサルナキヲ得ンヤ

以上ノ事實ニ依テ考フルトキハ文杰ノ挙動ハ暫ク之ヲ問ハストスルモ其部下ノ行為ハ大ニ疑フヘキモノアルハ  
蔽フ可ラサルガ如シ

而シテ又應援隊ノ車城ニ上陸シテ恒春ニ到着セシ間ニ於テ抵抗ヲ受ケタル實況ヲ分遣隊長ノ談話ニ依リテ之ヲ  
記述スレハ左ノ如シ

應援隊ハ去月三十日車城沖ニ着シタレ共此地方ノ情況ハ全ク之ヲ知ルニ由ナク加フルニ我睡眠中誤テ汽笛ヲ  
鳴ラセシヲ以テ上陸尤モ困難ナルヘキヲ感シタレ共試ニ若干ノ兵ヲ上陸セシメテ偵察ヲナサシメタリ然ルニ  
意外ニモ些少ノ障碍ヲ受ケス直チニ良好ノ地点ヲ占領シテ上陸隊ヲ掩護スルコトヲ得タリ

然ルニ此間車城庄外一人ノ庄長來船シ語テ曰ク貴船ノ到着ヲ知りタルニ依リ早速伺候セントシタレトモ種々  
妨害ヲ受ケタルニ依リ車城ヨリ出船スルコトヲ得ヌ密カニ他ノ地ヨリジアンクニ依リテ來船セシ次第ナリ  
目下恒春城ハ尚重圍ノ内ニアリ匪魁潘文杰等ハ恒春城ノ守堅固ニシテ其遂ニ抜クヘカラサルヲ思ヒ之ヲ捨テ  
更ニ車城庄ヲ襲テ掠奪ヲ恣ニセントセリ依テ願クハ一部ノ守備兵ヲ遣ハシテ民心ヲ安セラレタシト

三十一日午前四時ヨリ六時迄ノ間ニ上陸ヲ終リ車城庄之ヨリ恒春ニ達スル迄ニハ尚一ニノ抵抗ヲ受クヘキコ  
トヲ豫想セシニ圖ラスモ我ト連絡センガ為メ城ヲ出テ來レル憲兵隊長トニ遭ヒ再ヒ匪群ト衝突スルコトナク  
シテ城ニ入ルコトヲ得タリ

以上記述スル処ニ依テ文杰并蕃人ノ挙動及当時ノ景況等略ホ之ヲ明カニスルコトヲ得タリ而ルニ文杰ハ更ニ一月廿七日左記ノ願書ヲ安樂總督府事務囑託ニ提出シテ冤枉ヲ伸雪センコトヲ懇願セリ

辨誣明冤願（訳文）

明治卅一年十一月廿八日恒春郵便局ヨリ傭員一人ヲ派シテ文書ヲ遞送セシム蚊蟀庄ニ至リ傭人三人行李ヲ荷ヒ共ニ臺東方面ニ赴ケリ路牡丹灣觀音石ノ海濱ニ至リシニ住所不明ノ兇徒突然出來リテ傭員ヲ銃傷シ雇夫三人ヲ殺害セリ当時傭員逃レ皈リテ文杰ニ報知セラレタリ廿九日蕃民百余人ヲ引率シテ同行シ屍ヲ求メテ埋葬シ次テ觀音石ニ至リシニ忽チ巴者萬社蕃人行李雜物ヲ荷ヒ台東蕃地ニ引上ツ、アリシニ我等多勢ノ一行ヲ見恐怖心ヲ生シ行李雜物等ヲ捨テ巴朗街方面ニ向ヒ逃走去セリ文杰乃チ族人ヲシテ彼等ノ遺棄セシ物品ヲ拾收セシメ携ヘテ家ニ皈レリ三十日ニ至リ文杰則携ヘ皈リシ物品ヲ九棚庄長陳九儀ニ交付シテ之ヲ郵便局ニ送致セシム文杰又恒春憲兵ト共ニ觀音石ニ至リ再ヒ死屍ヲ求メテ埋葬セリ此日憲兵恒春ニ皈ラレ文杰觀音石ニ泊シ十二月一日家ニ還レリ十二月三日文杰池端君外數氏ト巴朗街ニ行キ里程標ヲ立テ此ニ滞在スルコト三日臺東廳ノ官吏亦巴朗街ニ來リ殺人ノ事件ヲ查問セラレタリ十二月七日該官吏文杰ニ台東行ヲ命セラルル日卑南ニ至リ相良廳長ニ謁見ス優情款待勞苦ヲ慰諭セラルル文杰感謝止マス滞在九日同十二月十七日文杰呂家阿眉社ニ至リ友人ヲ訪ヒ十八日知本社ニ行キ親戚ヲ問ヒ二十日程ヲ起シ大麻裡テ至リ廿一日憲兵一人ト共ニ巴朗街ニ歸レリ滞在三日廿四日巴朗街憲兵二人ト蚊蟀庄ニ皈リ憲兵ハ先ツ恒春ニ到リ文杰ハ当庄ニ泊シ廿五日猪勝束ニ歸着ス黄昏ノ頃弁務署第三課長鐸木君突然我家ニ來リ共ニ急速恒春ニ赴カンコトヲ命セラルル則半夜家ヲ出テ鷄鳴ノ頃恒春ニ着シ石井弁務署長ニ進謁ス署長ノ命令ニ曰ク速ニ猪勝束ニ皈リ義民百余人ヲ募リ來レト文杰阿冷義民百余人ヲ引率シテ署員池端主記外數人ト共ニ竹社ニ至リ匪徒ヲ殺戮シ廿八日文杰阿冷、萬金、射

落、等義民ヲ引率シテ城内ニ入レリ廿九日ニ匪徒千余人突然恒春城ヲ攻圍ス文杰等親ラ義民ヲ督率シ城ニ登リ守禦ス文武各官竭力奮戰スルニト二晝夜三十一日朝ニ至リ幸ニ援兵ノ來恒ニ依リ匪徒始メテ圍ヲ解キ内外官兵夾攻力撃ス匪徒大敗逃遁セリ是ヲ次テ恒春城始メテ安全ニシテ管内ノ生靈ヲ救済スルヲ得タリ其恩天高ク地厚キカ如シ聞ク処ニ依レハ匪徒ハ文杰カ官ヲ扶ケテヲ禦キシヲ恨ミ謠言虚説ヲ流布シ文杰カ私カニ匪徒ニ通セリト称ヘ謀叛ノ汚名ヲ文杰ニ嫁セントセリ但思文杰身ニ

国恩ヲ受ケ自ラ当ニ尽忠報効ノ念アルノミ何ソ匪ニ党シ法ヲ犯スヲ敢テセンヤ依テ茲ニ弁明ス請クハ大人秋毫ヲ明察シテ調査セラレンコトヲ文杰客年十一月廿九日ヨリ十二月卅一日ニ至ル間公事ニ依リテ臺東及恒春ニ來往セシ事情ヲ歷陳シ伸冤雪枉ヲ懇求スル所ナリ

而シテ又安樂囑託カ試ニ左ノ條項ヲ設ケ文杰ヲシテ其意見ヲ陳述セシメタルニ其答弁左ノ如シ

#### 蕃人土匪ニ與シタル原因

匪首流言ヲ放テ曰ク今ヤ日本人ニハ種々ノ悪行アリ我々民蕃ノ為メ甚タ宜シカテス夫レカ為メ文杰モ匪首ノ一人ナリ而シテ今城内ニアリ日本人ハ何時文杰ヲ殺害スルヤモ知ルヘカラサルニ付速ニ我々ト共ニ恒春城ヲ攻撃スヘシ然ル時ハ日本人ノ所持スル所ノ銀貨及城内高估ニアル各種ノ物件ハ總テ蕃人ニ分配スヘシ又従來蕃社ニ支給セラレタル口粮銀(手当金)モ廢止セラレタルニアラスヤ實ニ日本人ノ所為ハ悪ムヘキモノアリ依テ我々ト共ニ恒春城ヲ攻撃スヘシト云フニアリ

#### 土匪トナリタル蕃社及人員

竹社、猫仔社、四林格社、加芝來社ノ四社ナリ員數ハ凡ソ二百五十人位ナリ何社何名トハ判然セス此内一二ノ悪シキモノアルヘシト雖全体ニ於テ悪シキモノニアラス

人文杰ヲ呼テ匪魁トナス文杰自ラ其理由如何ヲ知ルカ

人文杰ヲ呼テ土匪頭ト云フハ蕃人ヲ土匪ニ引入レンカ為メニシテ其目的トスル処ハ土人許ニシテ日本人ニ抵抗スルモ勝ツ可ラサルノミナラス文杰ニシテ蕃人ヲ引率シ日本人ト共ニ土匪ニ對スルトキハ一敗地ニ塗ルハ明白ナリトス又土人ニハ銃砲多カラサルヲ以テ是非共蕃人ヲ誘導スルノ必要アリシナリ如斯謠言ハ怪シムニ足ラス

#### 膺懲ニ對スル文杰ノ意見

文杰ハ二股頭人阿蘭ト協議ノ上答テ曰ク目下匪首盧招元潘阿三及其子弟ヲ始メトシ約百余ノ土匪竹社、四林格社猫仔社ノ間ニアリ(謝阿春モ亦マンリツタノ自宅ニアリト云フ)之等ノ土匪ハ巧ニ蕃人ヲ欺キ己レノ味方トナシ居ルカ為メ社長ニ命スルモ捕獲スルコト出来サルヘク又他社蕃人ニ命シテ捕縛セシムルコトモ出来サルヘシ

若シ之ヲ討伐スルトキハ以上各社ハ平常他蕃人ト親シカテス故ニ援助スルモノナカラン又自分等ヨリ他蕃社ヘ諭示シテ動搖セス様尽力スヘシ

今之ヲ討伐シテ膺懲セハ後來必ス良果アラシ

一月廿一日檄文ニ干シ王福ヨリ聽取タル談話ノ要領ハ左ノ如シ

旧曆十一月十四日商用ヲ以テ楓港ト車城ノ中間ナル柴寮竹坑ニ至リ十五日ハ同所滞在十六日午後一時田中央庄ニ要事アリタルニ依テ此処ニ一泊十七日楓港ニ飯レリ爾來今回出署ノ日迄外出セシコトナシ

十八日未明車城庄林意帶ノ妻及他ノ知ラサル二人ノ女一封ノ書簡ヲ携ヘ來ル披見スレハ即チ土匪ニ與シテ鉛藥ヲ運搬シ併テ日本官吏ヲ殺害スヘキ旨ヲ記セル潘文杰、魯招元、陳掌ノ手簡ナリキ

即チ承了ノ旨ヲ答ヘテ使者ヲ返ヘシ直ニ兎啓智及弟天賞ヲシテ之ヲ總理林廷儀及許麻ニ示セシメシニ總理及麻ハ共ニ早速此旨ヲ日本官吏ニ通スヘキ由ヲ答ヘタリ依テ又平常別墅ナル明友廖知母ヲ招キテ之ヲ示セシニ

知母又速ニ之ヲ日本官吏ニ報知シテ枋箒方面へ退却セシムヘキヲ言ヒ且彼ハ自ヲ其書面ヲ携ヘテ警察派出所ニ行ケリ

是ヨリ先キ事情不穩ノ情アルヲ以テ警官ハ既ニ船中ニアリテ海岸ニ泛ヘリ知母行テ書簡ノ趣ヲ報シタルハ警官ハ直ニ之ヲ瞻写シテ原書ヲ知母ニ返却セラレタルヲ以テ知母ハ舩テ之ヲ余ニ渡セリ

十八日林意帯ハ四人ノ部下ヲ率ヒテ我居宅ニ来リテ曰ク汝ハ書簡ノ旨ヲ奉セヌ却テ日本人ヲ逸セシメタリ之ヲ以テ汝ハ殺害ヲ免カレサルヘキ旨ヲ言ヘリ然レ共我ハ書簡領収前ニ於テ日本人退却シタル由ヲ答ヘタレハ彼ハ僅ニ其意ヲ解キ阿片ヲ喫センコトヲ要求セシニヨリ之ヲ給セシニ彼レハ吸食シ語りテ我一行ハ枋箒方面ニアル土匪大隊ニ併合スヘシトテ出行ケリ、五六日ヲ過キテ總督府參謀官ハ警察官ト同伴シテ来臨セラレ彼ノ書簡ヲ持去ラレタリ

潘文杰カ今回ノ土匪ニ加担セシヤ否ハ我カ知ル処ニアラサレトモ我領収セシ書簡ニ其名ヲ署セシヲ見レハ加担者ノ一人ト言フノ外ナシ

去レトモ廣東部落及土人部落ニハ銃器尤モ少キニ依リ事ヲ舉ルニ難シ故ニ恒春地方ニテ事ヲ舉ケントセハ必ス蕃人ヲ誘フテ味方トセサル可ラス然ルニ文杰ハ蕃人間ニ声望ヲ有シ彼ノ去就ハ以テ蕃人ノ去就ヲ決スルニ足ルモノアルヲ以テ今回ノ擧ニ文杰ノ加ハリタル如ク虚構シ以テ蕃人ヲ誘致スルノ手段トナシタルモノニアラサルカ

我カ聞ク処ニ依レハ文杰ノ三男ク<sup>ルン</sup>ハ土匪ニ與シ自ラ恒春包圍ノ群中ニアリテ蕃人ヲ指揮シ常ニ之ヲ鼓舞シタリト云ヘリ

書簡ノ文字ハ果シテ何人ノ手跡ナルヤ知ルコト能ハス又押捺シタル印章ハ通常書簡ノ獲封トシテ商估ノ用フル処ノモノナレトモ其何人ノ所有ナルヤハ之ヲ知ラス車城庄ノ林意帯ハ今回土匪巨魁ノ一人ニシテ年齒三十

七八歳兼テ相知レリ其妻ハ北勢兼ノ者ニシテ亦三十七八歳右眼ノ上瞼無シテ眼ヲ掩フ以テ一見之ヲ識別スルコトヲ得

魯招元ノ名ハ豫テ之ヲ耳ニセシカト相見タルコトナシ彼ハ廿八年即本嶋割讓以前ニ有テハ匪首ナリシ相良廳長ノ匪首ヲ招致セラル、ニ当リ糠榔林庄陳福傳ハ召ニ應ジテ參廳セシカハ招元ハ恐レテ来ラサリキ

廿八年日本政廳ノ開設以來之レ等ノ匪首ハ何レモ其影ヲ収メテ敢テ暴発スルコトナカリシニ遂ニ昨冬魯陳等ト共ニ首魁トシテ突然事ヲ擧クルニ至レリ

匪首林掌ハ車城庄ノ人痘痕アリ雜貨ヲ商トセリ豫テ相知ルノ間ナリシ

招元、翥帶、福傳掌等ノ匪首ハ今何処ニ伏在スルヤハ元ヨリ明カニ之ヲ知ルヲ得サレトモ道路ノ風説ニ依レハ相率ヒテ枋寮方面ノ匪群ニ投シタルモノ、如シ

#### 石井署長ノ意見

今回ノ暴挙ニ関シ石井弁務署長ノ意見ヲ記述スレハ左ノ如シ

今回土匪ノ蜂起シタルハ地方税ノ賦課又ハ一般施政ニ不満ヲ抱ケル等特殊ノ原因アルニアラス只廿八九年ノ残賊各處ニ逃匿シテ時機ヲ伺ヒタルモノ并阿片令違反其他犯罪ニ依テ恒春地方ニ安居シ得サルモノ相集合シ時恰モ鳳山地方ニ於テ匪徒跳梁ヲ極メ南部台湾ノ地漸ク紛騒ヲ来サントスルノ形勢ナルニ反シテ恒春城ノ兵カハ次第ニ減少シタルヲ見事ヲ挙クルハ此時アリトナシ各庄二三ノ無頼漢ヲ誘ヒ庄民ヲ煽動誘惑セシメ以テ今回ノ事アルニ至リタルモノナリ

四林格社、竹社八瑤社等ハ元來潘文杰ノ配下ニ屬スト雖トモ蕃民頑強ニシテ往々文杰ノ命ヲ聽カス常ニ兇暴ノ風アルヲ以テ匪魁ハ奇貨措クヘシトシ利ヲ以テ之ヲ誘ヒ終ニ共ニ事ヲ挙クルニ至レリ

潘文杰ハ今回ノ暴挙ニ首謀者タルノ風説アリト雖之レ信スヘカラサルノ言ナリ文杰ノ心ヲ傾ケテ本国ノ為メニ尽ス一日ニアラス況ンヤ彼ハ昨春内地ヲ觀光シテ国力兵備ノ如何ヲ熟知シ妄ニ匪徒ノ甘言ニ誘ハレ輕挙事ヲ誤ルカ如キ者ニアラス已ニ十二月廿五日以來蕃丁ヲ引率シ來テ防禦ニ力ヲ尽シ爾來尚滯留シテ毫モ異志アルヲ見ス

而レトモ文杰ハ蕃社ハ勿論土人部落ニ於テモ隱然一大勢力ヲ有シ從テ其去就ハ匪徒ノ畫策ニ痛切ナル關係アルヲ以テ終ニ彼ヲ以テ首謀者ノ如ク聲言シ依テ蕃民ヲ煽動シ庄民ヲ誘惑スルノ手段トナセシニ過キサルナリ文杰ノ行跡ニツキ疑惑ヲ懷クモノ多シ然レトモ全ク虚説トシテ之ヲ却ケ固ク其異志ナキコトヲ信セリ

故ニ善後策トシテ惡蕃ノ處分ヲナスニ当リテハ大ニ彼ノ力ヲ利用シ以テ田滿ナル結果ヲ得シコトヲ期セリ更ニ前説ノ概要ヲ指記スレハ左シ如シ

- 一、土匪蜂起ノ最大原因ハ兵備ノ減少ニアリ
- 二、土匪ニ與シタル蕃社ハ由來兇惡ニシテ往々命ヲ奉セサルモノナリ
- 三、潘文杰首謀者タルノ説ハ匪徒為ニスル処アリテ捏造セシモノナリ
- 四、善後ノ策ニツキテハ文杰ノ力ヲ利用スヘシ

#### 善後ノ方法

前數項ニ於テ記述スル処ニ依リ蕃民ト庄民トノ關係土匪ノ巨魁及蜂起ノ原因、蕃人ノ土匪ニ與シタル原因弁務署員、傳習所員ノ慘殺及潘文杰ノ舉動等ニ依リテ略々既往ノ關係及當時ノ狀況ヲ明カニスルヲ得而シテ又之ニ對スル石井署長ノ意見ヲモ聞クコトヲ得タルヲ以テ爰ニ善後ノ方法ニツキ卑見ヲ陳述シ以テ此篇ヲ終ラントセリ

抑番人ハ之ヲ撫育スト雖到底之ヲ濟度スルコトヲ得サルモノナルカ之レ等ノ問題ハ事新シク茲ニ喋々スルノ必要ナキカ如シト雖之ヲ廿八年以降ニ於ケル撫墾署ノ実施ニ鑑ミ之ヲ世界各国カ未開地ニ施シタル蕃人政策ノ成敗ニ照シテ左ノ如ク論結スルコトヲ得ヘシ

サモア島ノ土人ハ今ヨリ四五十年前迄ハ人ヲ殺シテ肉ヲ喰ヒタル惡蕃ナリシカ佛國宣教師某カ至誠ニ依テ短日月ノ間ニ其惡習ヲ脱シ今日ニ於テハ其人肉ヲ盛リタリシ器具ハ好古家ノ腦底ニ存スルニ至レリ即チ知ルヘシ其陋習ヲ脱却スルト否トハ人種上ノ關係ヲ存セスシテ偏ニ化育ノ方法如何ニアルコトヲ

蕃人ハ必ス之ヲ化育シテ人道ヲ歩マシメ以テ彼等ノ占有スル地上及地下ノ森林及鑛物ハ之カ開發ヲ圖ラサル可カラス況ンヤ母國先進ヲ以テ任スルモノハ哀ムヘキ蕃族ヲシテ先天化日ノ譯ニ浴セシムルハ寧口當然ノ天職タルニ於テオヤ

蕃人ハ消極的ニ之ヲ放棄スルモ決シテ山中ニ閉居スルモノニアラス常ニ關係ヲ平地ノ熟蕃及土人ニ有シ若シ之ヲ化育スヘキ設備ヲナサ、レハ却テ蕃界ニ出沒スル匪徒ノ誘惑スル処トナリ其峻崖近キ難キノ天險ハ匪徒ノ巢窟トナリ其動物性ニ蠻勇ハ匪徒ノ爪牙トナリ常ニ彼ノ先驅ヲナシテ來リ脅カス番人ハ猛猛狂フヘキノ風ナキニアラスト雖亦撲直愛スヘキノ情ナキニアラス化育其途ヲ得レハ其標悍ナル性質ハ却テ之ヲ利用シテ山岳地方ニ於ケル匪徒ノ搜索ニ供スルヲ得ヘク或ハ兵食ノ運搬ニ用フルヲ得ヘシ

果シテ然ラハ之レカ撫育ハ如何ナル方法ヲ採ルヘキヤ

人若シ犬又ハ猿ヲシテ自己ノ意ニ伴フノ動作ヲナサシメントセハ先ツ肉トパントヲ用意セサルヘカラス只ニ徒ニ之ヲ叱シ之ヲ撲ツト雖安ソ我意ヲ解シテ起チ坐シ或ハ吠ユルコトヲナサンヤ夫レ然リ蕃人ヲ撫育セントスルニ當リテモ亦肉ト麵包トヲ缺クヘカラスハ又當然ノ事ナリト云ハサルヘカラス

昨年六月以來本縣下ニ於ケル撫育費ハ其額僅ニ三千四百八十円ニ過キス斯ノ如キ少額ノ經費ヲ以テ廣漠タル

蕃地ノ経営ヲナスコトノ難キハ元ヨリ多辯ヲ費サスシテ明カナリ

夫レ奸悪ノ匪徒蕃地ヲ以テ其根拠トナシ蕃人ヲ以テ其羽翼トナシ屢来テ平地ニアル処ノ官民ヲ脅カスモノ之レヲ病ニ例フレハ其患骨ニ徹シタルモノト云フヘシ今ヤ恒春ノ地ハ此重患ニ罹リ当ニ経過ノ途ニアルモノナリ此時ニ当リテ防遏ノ術ヲ講セスンハ終ニ不治ノ難疾ニ陥ランコトヲ恐レスンハアルヘカラス豈之ヲ忽諸ニ附シテ可ナランヤ

小官重命ヲ啣ミ復命ノ稿ヲ章スルニ当リテ万一ノ遺漏ナカランコトヲ期シ深ク現今ノ情勢ニ鑑ミ遠ク将来ノ長計ヲ按シ百方考慮ヲ尽スト雖モ要スルニ弁務署費ヲ増加シテ其第三課ヲ拡張スルノ他ニ策ナキヲ信セリ之レ即肉トバントヲ備フル所以ニシテ是ヲ措テ他ニ重患ニ陥ラントスル現時ノ状態ヲ匡救スルコト能ハサルヘケレハナリ

恒春ニ於ケル暴挙後ノ處分トシテ行フヘキ方法及ヒ順序ハ己ニ復命要領ニ記述スル所ナリ即

頭人社長ヲ召喚スルコト

頭人社長ニ命シ社内ニ潜伏セル土匪ノ首魁及官吏殺戮ノ下手人ヲ差出サシムルコト

頭人社長召喚ニ應シタルトキハ百方説誘シテ命令貫徹ヲ計リ極メテ穩和手段ヲ採リテ目的ヲ達シ得ルノ見込立タハ除々ニ説圖ヲナスコト

頭人又ハ社長ノ一部命ニ應セサルトキハ潘文杰及出頭セル頭人社長ヲ利用シテ飽迄弁務署ニ召喚スルノ手段ヲ尽スヘキコト

此事件ニ就テハ潘文杰ヲシテ十分ノ責任ヲ負ハシメ凡テ彼等ノ間ヲ周旋セシムルコト

或社ノ頭人又ハ社長ニシテ飽迄弁務署長ノ命ニ服セサルモノアルトキハ一ト先之レヲ放置シテ先キニ出頭セル蕃人ノ心ヲ収攬シテ他日膺懲ノ挙アルニ際シ十分我用ヲナスモノトナスコト

一二ノ蕃社飽迄反抗ノ挙ヲナシ且其社ニ匪首ヲ潜伏セシムルノ事判然スルニ於テハ不得止之カ討伐ヲ申請ス  
ルコト

而シテ又已ニ縷述セル如ク向後ニ於ケル撫蕃方針ヲ確定シテ第三課ヲ拡張スルニ伴ヘル費目左ノ如シ

左記豫算中ニハ二ヶ所ノ出張所ヲ蕃地内ニ設置シ二名宛ノ常備農夫ヲ置キ撫育授産ノ方法ヲ実行セシムル見  
込

一金老萬貳千八百円

辨務署費

内

金四千六百八十拾円

俸給及諸費

内

金三千六百元

判任俸給

金千〇八拾円

加俸

金千六百四拾円

廳費

内

金四百五拾円

備品費

金百八拾円

図書及印刷費

金三百六拾円

筆紙墨文具

金四百二十円

消耗品

金二百三十円

通信及運搬費

金三千八百円

雜給及雜費

内

金八百六拾四円

傭人料

金四拾円

被服料

金二百拾六円

食料

金百八拾円

雑費

金二千五百円

撫育費

金二千六百八拾円

控費

出張所ヲ設置スルノ目的ハ即直接蕃人ニ接スル時ハ其結果ノ顯著ナルハ勿論蕃語ヲ研究スルニツキ必ス之ヲ実行セサルヘカラス蓋シ有為ノ士ヲ撰抜シテ蕃語ニ精通セシムルヲ得ハ自由ニ彼等ノ意志ヲ疎通スルコトヲ得今日至難ト称スル問題ト雖モ自ラ容易ニ解釈スルコトヲ得ヘケレハナリ廿八年撫墾署ノ開設以來其成績ノ割合ニ人目ヲ惹クモノ少キハ主トシテ蕃語ニ精通スル吏員ヲ得サルニ依ルト云フモ不可ナキヲ信セリ

凡テ撫蕃事業タル其結果ノ究美ヲ期セントセハ徒ニ法会規矩ニ依頼スヘキモノニアラスシテ悉ク皆其局ニ当レル者ノ適不適ニ依テ成績ヲ異ニスルモノナリトス此故ニ撫蕃ノ重責ニ任スルモノヲ優遇スヘキハ勢当然ノ事ニシテ若シ輕々ニ之ヲ動かストキハ其結果タル撫蕃ノ基礎ヲ動揺セシムルモノナルヲ以テ其人ヲ精撰スルト同時ニ之カ給與待遇ヲ厚クシ其進退ノ如キニ至テハ普通一般ノ公務ニ服スルモノニ比シ更ニ一層慎重ニセラルヘキハ尤モ切望スル処ナリトス

蕃人ヲシテ内地ヲ觀光セシムルノ必要ナルコトハ復命要領ニ於テ其大意ヲ陳述セシ処ニシテ其効果ハ世已ニ定論アルヲ以テ爰ニ之ヲ喋々スルノ要アルヲ見ス

既ニ此舉ヲ以テ撫育ノ効績ヲ円満ナラシムル為必要ニシテ有益ナル處置トスルトキハ來年度勿々先ツ之ヲ実行

シ爾來毎年各署一名宛ノ割合ヲ以テ少ナクモ四五年ノ間之ヲ繼續セシムルハ甚適當ノ處置ト云ハサル可ラス而シテ之レ等ノ經費ハ勿論國庫ノ支辨ニ屬スヘキモノナリト雖トモ或ハ事情ノ之ヲ許サ、ルモノアルトキハ縣下ノ治安ヲ維持スルト云フノ上ニ於テ地方稅ヲ割クト雖尚之ヲ実行セラレンコトハ切ニ小官等ノ希望スル所ナリ